

私説・甲山事件・・・真犯人は今いずこ・・・
初動捜査に關与した一検事の感慨

目次

一 序章

私の立場と認識

- 1 二冊の甲山事件
- 2 甲山事件の事実概要
- 3 第二次控訴審判決

- A アリバイ工作
- B 被告人のアリバイの存否
- C 衣類繊維の相互付着
- D 園児証言
- E 被告人の自白

二 初動捜査

- 1 神戸地検尼崎支部での捜査
- 2 本件逮捕状請求と逮捕における疑問点

B 園児の事情聴取

C 荒木元園長及び支援団体からの申入れ

D 被告人のアリバイを巡る関係事実の取調べ

E 被告人の婚約者の事情聴取

F H用務員のアリバイ捜査

G 園児の母親からの情報

H S君の胃袋のみかんの特定

I 被疑者沢崎悦子の取調べ

J 産経新聞夕刊の特ダネ

2 神戸地検本庁での捜査と処分

A 浄化槽の飛沫実験

B 青葉寮非常口付近の搜索など

C S君不明時の宿直指導員及び保母の取調べ

D 補充捜査で行ったその他の捜査

E 初動捜査に關与した検事らの処分への意見

三 私の感想と意見

1 尼崎支部での初動捜査関係

2 神戸地検本庁での捜査について

3 その他の関係者の取調べについて

4 初動捜査は不十分であったか

5 犯人はだれか

甲山事件年表

一 序章

私の立場と認識

先ず、甲山事件を一検事として初動捜査に關与した立場で語るに当たって、その後この事件が起訴されて以来、一貫して刑事裁判においては被告人山田悦子さん（以下すべて敬称略）は無罪になると信じていた。こうして不特定多数の人に向けて、意見を

いうのは初めてであるが、検察庁内部においてもことある事に、私は非公式ではあるが、無罪になるに違いないということは話してきた。ご記憶の方も多数いるはずである。

ただ、無罪判決になると言うことと犯人ではないと言うことは必ずしも同じではない。刑事裁判における事実認定は、犯人が誰かと言うことも含めて裁判官の自由な心証によると刑事訴訟法に規定してある。

そうすると本件証拠関係第一次捜査によるもの以外は私の知識はマスコミ報道を主とするもので、直接証拠を検討しているわけではない。

後でも第二次控訴審判決を検討する際、具体的に述べるが、有罪の有力証拠である園児証言、自白、着衣の繊維鑑定などは、私は信用性は非常に乏しいと考えている。そうすると有罪判決をする証拠は存しないことになり、本件は無罪判決以外ないのである。本件で、有罪判決が出れば、日本の刑事裁判は間だとも考えた時期がある。

私は、このような基本的認識で本稿を書き進めるものである。

ただ、手元には捜査結果は全くない。したがって、これから書くのは二〇年以上前の記憶とマスコミ関係の資料に基づく。

だから、記憶違いなどで真実をはずれている部分がないとの確信はない。

それでも甲山事件の捜査に関与した検事として書かずにはいられない心情なのである。

また、被告人山田の無罪を確信していたのなら、なぜ、裁判で名乗りを上げなかったのかと疑問を持たれる向きも多いかと思うが、これは私の意見であって、証人などとして公判廷で述べることのできる事実ではない。

以下、年号は私が取り違えなどしないよう昭和・平成を用い、人名は広く新聞報道がなされている人は本名とし、その他は仮名とした。

1 二冊の甲山事件

ここに二冊の本がある。

松下竜一著「記憶の間―甲山事件―一九七四―一九八四―」（河出書房新社昭和六〇年四月一五月初版発行）という。

「・・・原伸太郎検事が来たのは、二二日の夜八時であった。なぜか婚約者泰也との関係を根掘り葉掘り訊かれた。

「こんなにまでわたしのプライベートをしゃべったんですから、前の供述を取り消す調書を作ってください。」調書を閉じようとする原に、悦子は必死に訴えた。それには答えず、原は「両手を前に出してみなさい」と命じた。

何が始まるのかと、恐るおそる両手を机の上に揃えると、「誰が机の上に置けといつたか、宙に両手を浮かせるんだ」と叱られた。

緊張した悦子の両手がおのずから宙で震え始めたとき、原の大喝が飛んだ。

「その手でおまえが殺したんだ。おまえのでたらめな調書を取ってたら一二時を過ぎてしまふ」原検事はさっと立ち上がると、取調室を足早に出て行った。

悦子は両手を下ろすことも忘れて、何かを宙に求めるような姿勢のまま、茫然と取り残されていた。・・・」（同書一三〇ページ）。

「・・・で、その六月七日と一日、二回にわたって原検事と現場検証いたしました時に、学園の事務室を出てから神戸新聞会館のその場所まで、私の車で原検事に横に乗っていただいて実際に走ってみましたが、第一回目の七日が三三分であつ

たと記憶しております。それから、二回目は武並という検事、その方は別の後ろの検察庁の車にお乗りでしたけれども、その時は三四分かかっていました。・・・」（同書一七〇ページ、もと甲山学園園長荒木潔の国賠訴訟における証言）。

同書の「原伸太郎検事」は、もちろん私であり、上記二か所は私の名前が出ている代表的な箇所である。

同書に出ている上記箇所はいわゆる初動捜査つまり昭和四九年三月一九日二人の園児の死体発見から、同五〇年九月二三日本件が嫌疑不十分で一旦、不起訴処分になるまでの捜査であり、私はこの初動捜査に関与している。

なお、甲山事件をモデルにしたと思われる単行本は、清水一行著「捜査一課長」（昭和五三年二月二五月初版発行、集英社、甲山事件の起訴は、この初版発行日の一〇日余り後の同年三月九日である。）がある。

2 甲山事件の事実概要

精神遅滞児の収容施設である甲山学園は、阪急電車芦屋駅から北方約一キロにある標高四〇〇メートル足らずの甲山の南側中腹にあった。西宮市のはずれである。同学園には、園児を収容する建物としては

「青葉寮」「若葉寮」の二棟の建物があり、青葉寮には軽度・中等度・重度の精神遅滞児四七名くらいが、若葉寮には重度の子三〇人くらいが収容されていて、これを二〇代から四〇代くらいの男性は指導員、女性には保母と呼ばれる職員が二四時間中世話をしていた。本件の被害者S君もM子ちゃんも一二歳で、重度の子であり、青葉寮に収容されていた。青葉寮は、木造一階建てで、直線を真ん中で少し、折り曲げたような形をしており、中央にディールームがあり、その左右に園児を二〜三名ずつ収容する部屋があつて、ディールームの裏側に水洗トイレの浄化槽があつた。浄化槽は縦横四メートルに五メートルくらいで、中は横に二槽に分かれて、深さ一・五メートルくらいは糞尿と水の汚水、汚水面から上は五〇センチくらいは空間になつていた。事件は、昭和四九年三月一七日の日曜日、午後五時ころになつて園の関係者がM子ちゃんがいないうことに気がついたところから始まる。この日は、日曜日なので園児たちの父兄多数が訪れ、久しぶりの我が子との面談などが行われた。確か、この日は、被害者M子ちゃん、S君の父兄は面会に来ていない。M子ちゃんを最後に確認したのは、

その面会に来ていた他の園児の父兄で、午後三時ころには元気なM子ちゃんが目撃されている。ところが、午後五時前夕飯になつてもM子ちゃんは食堂に姿を見せなかつた。

当日、日直の山田保母と指導員のNが園内外をくまなく探したが結局、発見できなかった。

かつて園児がいなくなり、園外のかなり離れた所で保護されたことも何回かないことではなかつた。

夜になつて園長を初め職員らが休日の中を園に出てきて心当たりを探したがやはり、M子ちゃんは発見できなかった。

荒木園長はこの日知り合いの結婚式に出席してこのことを知り、急遽、園に出たきたはずであつた。

翌一八日になり、園関係者らは手分けして園からはかなり離れた周辺を探したり、阪急、阪神電車の駅を中心にM子ちゃん探しのピラを配つたりしている。

それでもM子ちゃんは発見できず、一八日には所轄西宮警察署にも搜索を依頼して、警察官と園の職員とが組んで搜索する者もいた。

そのような状況の中で、中一日おいた一

九日午後八時過ぎ、今度はS君が姿を消した。第一発見者は、当日の青葉寮の宿直N田指導員であつた。

午後八時過ぎ、N田指導員が男子園児の就寝状況を確認のため、S君の部屋に行つたところ、S君の姿が見あたらず、同室の子もS君のことを知らなかつた。

M子ちゃんが行方不明になり、その搜索中であつたから、驚いたN田指導員は、もう一人の青葉寮の宿直保母Oさんと手分けして青葉寮内、その前のグラウンドなどを探したが、S君は見つからない。

このころ、午後八時ころ、山田保母は学園管理棟事務室で、荒木園長、N指導員、多田保母らとM子ちゃんの搜索についての打ち合わせなどをしていた。

山田保母が事務室に入ったのは阪急伊丹駅でのピラ配りを終えて午後七時過ぎころであつた。

午後八時をかなり過ぎたころ、山田保母はグラウンドで、S君を捜していたO保母と顔を合わせ、S君がいなくなったことを知つたと思われる。O保母がそのころ、山田保母と顔を合わせたと供述している。

その後は、N指導員、多田保母らもS君のいなくなつたことを知り、関係者を呼び、

警察にも連絡して園内を捜索することになった。

午後九時半ころ、S君とM子ちゃんの二人は青葉寮裏の水洗トイレの浄化槽から、遺体となって発見された。

二人とも死因は、窒息死つまり溺死であった。

浄化槽の中は深さ約一・五メートルの糞尿で満ちていたから、二人とも無惨な糞尿まみれの遺体であった。

まだ、寒い春先の出来事であったから、職員や捜索に参加した警察官らが二人の遺体を水道水で洗ってきれいにした。二人が寒がるごと湯で洗う職員もいた。

二人の遺体があった方の浄化槽にはマンホールが一つあった。

二人はそこから、落とされたものと考えられた。

マンホールの蓋は鉄製円形で、私の記憶が正しければ、直径約四九センチ、蓋の重さは約一七キロであった。

後に私はなんどか、この蓋を持ち上げてみたが、相当に重いもので、片手で持ち上げるのは苦勞であった。

二人とも通常の着衣を付けており、外傷らしい外傷はなかった。

不審に思うのはS君は、靴下は履いていたが靴など履き物を履いていなかった。

僅か直径約四九センチの丸い穴から浄化槽の中に落下するのであるから、被害者が誤って足下から落ちたのなら、防御のため自然に腕や手が穴の周辺に触れ、腕や手に擦過傷など外傷があると考えられるのに二人ともそれがなかった。

M子ちゃんのどちらかの側腹部に僅かに擦過傷が認められた。

相当に強い力で被害者を垂直に近い姿勢で落とさないと外傷は避けられない筈である。

もう一つ、司法解剖の結果、M子ちゃんの胃内には「りんごの皮と銀紙の端切れ」があり、S君の胃内には殆ど消化されておらず、咀嚼もされていない「温州奥手のみかん」が四、五房あった。

山田被告人は、確か一九日阪急伊丹駅でM子ちゃん探しのピラ配りをしたとき、同種のみかんを買い、園に持ってきて管理棟事務室で打ち合わせをしたとき、みなに勧めていた。これも後に犯人と疑われる理由になったと思われる。

このようにして、M子ちゃんとS君の遺体が発見され、甲山事件の捜査は開始され

て行った。

二人の園児の遺体発見を聞いた山田保母は一種の錯乱状態に陥った。

かなりひどい状態だったので職員らは、甲山学園の嘱託医のような医師を呼び、山田保母は、精神安定剤の投与を受けた。

学園で園児の一人の学園葬が行われたときも山田保母は、同様の錯乱状態に近い状態になった。

その動機・原因は第三者には不明であるが、山田保母のこのような状態も後に彼女が犯人ではないかと疑われる、最大の理由になって行ったのであった。

3 第二次控訴審判決

本稿で、参考にした第二次控訴審判決は、平成一一年九月三〇日付け朝日新聞が報道したものである。

平成一一年九月二九日大阪高裁が言い渡した第二次控訴審判決には、以下のような問題点がある。

「破棄判決の拘束力」「審理不盡」は、刑事訴訟法上のかかり難しい法律論であるので、ここでは被告人が犯人であるか否かの点に絞って本判決を紹介する。

本判決は、差戻審の無罪判決を不服として控訴した検察官の主張のうち、アリバ

イ工作の有無 被告人のアリバイの存否
着衣の繊維の相互付着 園児証言の信
用性 自白の信用性を詳細に検討した結
果、いずれも検察官の主張は理由がないと
して、原判決の無罪を維持して、検察官の
控訴を棄却している。

検察官が、被告人らのアリバイ工作の
存在を証明できても 被告人のアリバイ
が存在しないことを証明できても、直ちに
被告人が有罪となるものではない。

本件において、検察官が被告人の有罪を
証明する証拠として立証しようとしたの
は、 である。

しかし、の被害者S君の着衣の繊維と
被告人の着衣の繊維が相互に付着してい
ることが証明できても、相互の着衣が本件
犯行時以外に触れあうことがないことを
証明しないと独立して被告人を有罪にす
ることはできず、結局 の被告人が本件犯
行時、被害者S君を青葉寮から連れ出すの
を見たという園児の証言が証明され の
被告人が「自分がS君を浄化槽に落とし
た」という供述の信用性が証明できて、初
めて被告人を有罪にできる。

本件は、場所的に園関係者以外に犯人が
いるとは考えられず、その意味では限定さ

れた人の中に犯人がいる可能性が高い事
件であるが、検察官が立証しようとした証
拠は量的には、この種事件としては大層、
少ない方でそれだけを見ても刑事事件と
して難事件の部類に入る。

A アリバイ工作

検察官は、荒木園長や多田保母、N指導
員らによって、アリバイ工作がなされたと
主張している。

S君被害の事件発生時刻は、およそ三月
一九日午後八時過ぎころであることに
ついては、争いはない。

それを前提にして、山田被告人が、その
犯行時刻後までつまり、午後八時一〇分前
後ころまで、管理棟事務室に一緒にいたの
で、被告人は犯人ではないとする荒木園長、
多田保母、N指導員らの供述をアリバイ工
作が行われた結果によるものと検察官は
主張する。

荒木園長は、およそ午後八時一〇分前後
ころ、神戸三宮の神戸新聞会館まで、M子
ちゃんの写真を届けて帰宅しているが、同
人やN指導員は荒木園長が事務室を出発
するまで、山田保母は事務室にいたと供述
している。

それが真実なら、山田保母は犯行時刻こ

ろ事務室にいてアリバイがほぼ成立する
ことになる。

荒木園長、山田保母、N指導員、多田保
母が何時ころから、何時ころまで事務室に
いたか客観的に明白な証拠はない。

上記四人の記憶に基づく供述が重要な証
拠である。

おおまかに言うと午後八時過ぎころから、
午後八時過ぎころまで事務室に四人がい
て、主としてM子ちゃんの捜索の打ち合
せをしていたことはまちがいない。

その間、事務室の電話に外部から、かか
つてきた電話もその時刻が重要な事実で
ある。数本の電話がかかってきており、ど
こからかかってきた電話であるかは通話
記録で明白である。

また、事務室から外部にかけた電話もど
こにかけたかは明白である。

しかし、その電話のかかってきた時刻、
かけた時刻は明白ではない。

当時の電信電話公社では特に指定しない
限り、各通話について発信、着信の時刻を
記録するようにはなっていない。私も
当時、捜査として西宮電話局に行つて実際
に機器を見せてもらい、通話時間は記録さ
れるが、発信、着信の時刻は記録するよう

になっ てい なか った こと を 実 験 し て い る (通 話 時 間 は 記 録 さ れ る が、時 刻 が 不 明 と い う の は 分 か り に く い か も 知 れ な い が、確 か 定 型 の 円 盤 の 回 転 数 を 時 間 に 換 算 す る よう に な っ て い た の で、時 間 は 分 か っ て も 時 刻 は 分 か ら な い と 言 う こ と は あ り 得 る の で あ っ た。)

本 件 判 決 は、検 察 官 の 事 件 直 前 ま で 被 告 人 と 一 緒 に い た 同 僚 の 指 導 員 を 中 心 と し て、元 園 長 及 び 元 指 導 員 に よ っ て「ア リ バ イ 工 作」が な さ れ た と の 主 張 を、そ の よう な 事 実 を 直 接 証 明 す る 証 拠 は 全 く 存 在 し な い と し て い る。

そ し て、そ も そ も 検 察 官 の 主 張 に よ れ ば 被 告 人 は M 子 ち ゃ ん 転 落 の 責 任 を 免 れ よ う と し て 犯 行 に 及 ん だ の で あ る か ら、そ の よう な 被 告 人 が、誰 が 犯 人 で あ る か 見 当 も つ か な い 時 期 に、一 同 僚 に 対 し て な ぜ 犯 行 を 打 ち 明 け る の か 理 解 で き な い と 指 摘 し、元 指 導 員 ら は、単 に 被 告 人 と 職 場 を 同 じ く す る も の に 過 ぎ ず、園 児 を 殺 害 し た 犯 人 で あ る 被 告 人 の た め に、虚 偽 の ア リ バ イ 工 作 に 加 わ る 関 係 に あ る と は 考 え 難 い と し て 検 察 官 の ア リ バ イ 工 作 の 主 張 を 排 斥 し て い る。

本 件 判 決 認 定 の と お り、被 告 人 を 含 む 事

務 室 に い た 荒 木 園 長、N 指 導 員、多 田 保 母 ら が ア リ バ イ 工 作 を す る た め に は、被 告 人 が 進 ん で 彼 ら に 自 己 の 犯 行 を 打 ち 明 け る こ と が 前 提 に な る が、常 識 で は 考 え ら れ な い こ と で あ る。

仮 に 被 告 人 が 犯 人 で、彼 ら に そ れ を 打 ち 明 け た 場 合、荒 木 園 長、N 指 導 員、多 田 保 母 ら が 口 を 揃 え て 被 告 人 の た め に 虚 偽 の 供 述 を す る こ と を 承 知 す る も の で あ る う か。

荒 木 園 長 を 初 め、被 告 人 も 自 ら 志 願 し て 精 神 遅 滞 児 の 監 護・養 育 に 当 た っ て い た も の で あ る。

被 告 人 以 外 の も の が 一 致 し て、そ の 園 児 を 殺 害 し た も の の た め、虚 偽 の 供 述 を 口 裏 合 わ せ ま で し て 守 る う と す る と は 到 底、考 え ら れ な い。

本 件 判 決 の 判 示 に 賛 成 で あ る。

B 被 告 人 の ア リ バ イ の 存 否

本 件 判 決 は、被 告 人 の ア リ バ イ に つ い て 「被 告 人 が 事 件 当 日 の 午 後 七 時 半 ころ か ら 元 園 長、元 指 導 員 と 一 緒 に 管 理 棟 事 務 室 に い た の は 事 実 だ が、検 察 官 は 二 人 が 相 次 い で 同 室 を 出 た 後 の 午 後 八 時 ころ に 被 告 人 が 犯 行 に 及 ん だ と す る。検 察 官 は、被 告 人 の ア リ バ イ に 沿 う 供 述 を し て い る 元 指

導 員 が、そ も そ も 午 後 七 時 五 十 分 ころ か ら ず っ と 若 葉 寮 に 行 っ て い て 管 理 棟 事 務 室 に い な っ た と 主 張 す る が、そ の 根 拠 と な る 保 母 ら の 証 言 は 第 二 次 捜 査 段 階 で 急 に 供 述 を 変 え る な ど、そ の 信 用 性 が 低 い の に 対 し、管 理 棟 事 務 室 に い た と い う 元 指 導 員 供 述 は 事 件 直 後 か ら 一 貫 し て い る こ と や、そ の と き 同 室 に 在 室 す る こ と に な っ た 経 緯 に 照 ら し て も 信 用 性 が 高 い。」と 判 示 す る。

一 九 日 午 後 七 時 過 ぎ か ら 同 八 時 ころ ま で、管 理 棟 事 務 室 に い た の は、荒 木 園 長、N 指 導 員、多 田 保 母、そ れ に 被 告 人 が い た こ と は 前 に 触 れ た。

そ の 中 で、こ こ で 問 題 に し て い る の は、多 田 保 母 が「被 告 人 は、荒 木 園 長 が 事 務 室 を 出 て 行 く ま で の 午 後 八 時 一 〇 分 前 後 こ ろ ま で、ず っ と 事 務 室 に い た」と い う 供 述 で あ る。

検 察 官 は、多 田 保 母 は 若 葉 寮 に 行 っ て い た か ら、虚 偽 の 供 述 を し て い て 信 用 で き ず、し た が っ て、被 告 人 が 午 後 八 時 一 〇 分 前 後 こ ろ ま で 事 務 室 に い た と い う ア リ バ イ は 成 立 し な い と 主 張 す る。

多 田 保 母 が 若 葉 寮 に 行 っ た こ と は、第 一 次 捜 査 で も 自 分 で 話 し て い る が、そ れ は 確

か「はさみ」か「のり」を借りに一時的に行ったが、すぐに事務室に帰ったと話していたはずである。

一方、若葉寮で多田保母に対応した保母がいるが、その供述は時間的な関係は明確な供述ではなかったと思う。

結局、多田保母の供述を虚偽と排斥できるような事実はない点は明白である。

被告人、荒木園長、多田保母がそれぞれ事務室を出たり、戻ってきたりした時刻については、事務室にかかってきた電話やかけた電話の時刻が重要な関係を持つ。

本件判決は、その点、「管理棟事務室と外部との電話の時刻については、多くの相手方が昭和五二年の第二次捜査開始以後、おおむね検察官の主張と矛盾しないような供述をしているが、同人らの中には、事件から間もない昭和四九年当時はむしろ弁護人主張に沿うような供述をしていたものがある。また、そのうちの一つの電話に關係する警察官証人が、原審公判廷において検察官主張に沿う証言をしたが、事件直後にはそのようなことを言っておらず、約二〇年もたつて突然出てきたものである。供述証拠のほかに有力な証拠が存在しないので断定できないが、これらの時刻につ

いては弁護人主張の方が真実である可能性が高いという証拠状況にあると言えらる。」と判示して、検察官の主張を排斥している。

本件判決も言うように、当時ふつうの電話のやり取りの時刻を二〇年も後になって正確に思い出すことなどあり得ないと断定しても不思議ではない。

私も第一次捜査において、この中の電話で重要な存在である生け花の師匠をしていた女性や放送会社の関係者から事情を聞いているが、事件直後においてもかかったり、かかってきた電話の時刻を正確に思い出してもうことは不可能であった。

次に冒頭の「記憶の間」にも出てきた自動車の走行実験であるが、本件判決は「走行実験の結果であるが、走行実験とは、当日、元園長が甲山学園を出発してから神戸新聞会館に行っているところ、およその到着時刻が認定できることから、出発から到着までの所要時間を計算して元園長の出発時刻を推認しようとするものである。第一次捜査段階において、元園長が実際に運転し、警察官によって一回、検察官によって二回計三回行われた実験の結果は、いずれも弁護人の主張を裏付けるものである。

検察官は、道路及びその交通状況が事件当夜と同一であったか否かは全く明かでない、元園長が被告のアリバイ証明のため、意図的に速度を速めて運転しようとした疑いが強いと主張するが、特に交通状況が事件当夜と異なることを示す証拠はなく、捜査官が同乗した実験でことさらに速度を速めることも困難と考えられる。供述証拠の多い中で、客観性を有する走行実験の結果は重く、本件ではこの結果を揺るがすほどの証拠はない。」と判示する。

検察官によって二回行われた走行実験というのは、私が行ったものである。

あらかじめ、三月一九日午後八時過ぎころ、荒木園長が走行したときの交通状況については警察に照会して当時、交通事故も特になく、渋滞などなかったことを確認している。

二回の走行実験の際も交通状況に変わったことはなかった。

事件当夜の天候は晴れであったと思うが、二回の実験の時も晴れていて条件に差異がないことは十分に確認して実験したものである。

二回とも園長が運転し、私が助手席、事務官が記録係として後部座席に乗り込み、

走行実験を行った。

出発時刻も事件の時とほぼ同じ、午後八時過ぎに園を出発した。

走行中変わったことはなく、園長も特に緊張した様子もなく、一九日のときのこと思い出すことを私と話しながら、運転した。

車は、かなり古いセドリックかクラウンであったと思う。

私は、福祉施設の園長という職業からくる印象からは少し、荒っぽい運転をするなという感じを持ったが、走行中危険を感じるような運転ぶりではなかった。意図的に速度を速めて運転しているような感じは全く受けなかった。

検察官は「道路及び交通状況が事件当夜と同一であったか否か明かでなく、元園長が意図的に速度を速めて運転した疑いが強い」と主張しているようであるが、これは独断と憶測である。

私としては、できるだけ事件当夜と同じ条件で実験しようとしたが、道路及び交通状況に特に異同はなかったことは確認しているものの、それ以上に事件当夜と同一と言えるためには、どのような条件設定が可能であったのか。

第一、事件当夜の細かい状況など設定しようがないのである。

園長が意図的に速度を速めて運転した疑いが強いとは検察官の証拠に基づかない憶測である。

第一、二回とも園長の横に座っていた私になにも聞かないで、このような主張をするのは同僚検察官さえ信用していない証左である。

本判決は、続けて「その他の関係者の行動、特に被告人が犯行が行われたとされる時刻から間もない午後八時二〇分ごろに女子園児の捜索に関するラジオ放送がなされることになった謝礼の電話を世話になった人にかけていることなどの間接事実を総合的に検討すると、元園長が午後八時を過ぎて出発した可能性が極めて高く、そつだとすれば、検察官の主張する犯行時刻との関係から見て、アリバイが成立している可能性が高いと判断できる状況にある。」と判示する。

判決が言う謝礼の電話の相手は既に述べた生け花の師匠である。

私も当時、直接事情を聞いているが、その相手からは根拠を持って電話の時刻を特定する供述はなかった。

したがって、その電話の時刻を本件判決は午後八時二〇分ごろと特定しているが、その時刻の認定には疑問が残る。

また、本件判決が被告人にはアリバイが成立している可能性が高いという認定もいささか疑問が残らないでもない。

それは電話や車の走行時間で分刻み、秒刻みのアリバイを問題としているのに、肝心の本件犯行時刻について明白な証拠はないのである。

青葉寮の当夜の宿直であったN田指導員がS君の就寝を確認にその部屋に行ったのが、午後八時過ぎであるが、その時は既に犯行は行われていた可能性が強いが、それ以上に犯行時刻を認定できる証拠は存しなかったと思う。

ちなみに被害者のS君が客観的に最後に生存が確認された時刻と場所も明確でないはずである。

私の記憶では、S君を最後に確認しているのは、証拠上、当日の宿直保母Oの供述で、午後六時ころ、青葉寮の物置のような部屋にS君を呼び、翌日の小学校の卒業式に着ていく服のサイズを合わせたというものである。

その後は、B園児の供述でS君が「さく

ら」の部屋に午後七時四〇分前後までいたことが一応、確認できる。

一応というのは、B園児の供述の信用性が問題であるからである。

本判決は、B園児の供述は必ずしも信用していない。

B園児の供述の午後七時四〇分前後ころ、被告人が「さくら」の部屋に来てS君を連れていったというのは、事件当夜のことではなく、別な日のことかも知れないと本判決は考えているからである。

当日の宿直のN田指導員がS君が就寝するべき時間に部屋にいないことを確認したのは、当日午後八時は回っていた。

しかし、これも時刻としてはそれ以上に細かい認定をする資料はないのである。

園児の就寝時間は大体午後八時になっていたが、年長の園児は、午後八時以後もデイルームでテレビを見ることを許されており、普段もそうであったし、この日も午後八時以後、数人の園児とO保母はデイルームでテレビを見ていた。

この日、午後八時以後デイルームで園児らが見ていた番組は、NHKの「歌謡シヨウ」という歌番組であった。

当時、やっと売り出しかけていた八代亜

希が出演していた。

私は、その時まで八代亜希を知らず、この捜査に参与してはじめて知ったのであった。

余談であるが、私の検察官人生には演歌とその歌手がしばしば登場する。

山口地検下関支部に勤務していたとき森進一が被告訴人の手紙の窃盗、赤ちゃんの拐取の事件の捜査をしたことがあった。

森進一が渡辺プロから、「女のため息」でデビューしてまもないころであった。

また、神戸地検時代系山英太郎にかかる参議院選の検事認知事件の捜査（甲山事件の起訴検事は元大坂高検検事長逢坂貞夫であるが、この公選法違反事件のキャップも同検事で私は、その捜査班で捜査に従事した。）をしていたときは、連日昼過ぎから深夜まで神戸拘置所に被疑者調べで行っていたが、ある日の夕方、西田佐知子の「東京ブルース」が流れてきて被疑者と一緒にはばらく取調べを忘れて聞き入ったのが今も脳裏に強く残っている。

それはともかく、アライバイを問題にするときは、犯行時刻が相当に特定されていないと問題にならない。

本件では、その意味から上記のように犯

行時刻は一九日午後七時半以降同八時過ぎまでとは特定できるが、それ以上、確定的な資料によって犯行時間を特定することは困難であるはずである。

C 衣類繊維の相互付着

検察官は、鑑定を根拠にして、被告人及びS君の着衣の付着繊維相互に酷似ないし類似する繊維があったと主張していた。つまり、被告人が本件当時着用していたフード付ラッフルコートの繊維片とS君が被害当時着用していた毛糸様セーターの繊維片が相互の着衣に付着していると主張する。

これは、本件犯行時、被告人とS君の着衣が相互に接触したため付着したものと推認される。

本件判決は、この点につき、「本件鑑定された繊維は青あるいは黒というごくありふれた毛繊維であり、しかも数多く付着していた繊維の中からわずか数本の付着繊維しか鑑定の対象として取り出されていない。

そして、右鑑定のうちの分光曲線により同一性を判断しようとしているものは、分光曲線が客観的な色の判別手段としてそれのみでは十分ではない上、分光曲線だけ

でどの程度同一性が判別できるのかという根本的な点についての立証がこの鑑定及び鑑定証言を総合しても不十分である。」と判示している。

この鑑定は、第一次捜査の際、民間の複数の会社で行ったものである。本件判決も言っているように分光曲線を用いての色の判別自体が科学的に十分な説得力を持たない以上、同一なり類似なりの結果が得られていても有罪認定の資料とはならない。

この繊維の相互付着については警察の押収の時、押収後の保管方法の適否も問題点を持っている。

また、仮に付着していた繊維片が同一と鑑定され、それが信頼できるものであっても、直ちにそれが被告人が犯人であるという強力な証拠とは言えない。

被告人とS君が接触する機会が犯行の時しかなかったのであれば、被告人を犯人と断定する強力な証拠であろう。

被告人とS君とは保母と監護を受ける障害児として本件犯行前にも接触する機会があったことは疑う余地がない。

そうすると被告人の本件犯行日に着用していたコートとS君が着用していたセーター

は、この日以外接触することはなかったということを検察官が証明できない限り、被告人を犯人とする有力な証拠とすることはできない。

検察官側において、そのような事実を立証する資料はなかったはずであるから、繊維の相互付着と言っても、その程度の証拠でしかない。

D 園児証言

園児の証言は、結局被告人が三月十九日午後八時前ころ、S君を連れ出すのを見たという複数の園児証言であるが、これが信用できるなら、被告人が犯人であることを強く推認させるもので、判決の内容を変えさせるほど重大なものである。

そのことを踏まえた上で本件判決を見ていく。

本件判決は、

いわゆる目撃供述をしているといわれる園児の多くは、事件から三年以上経過した第二次捜査段階以降に初めて重要な供述をしている。

検察官は、指導員らによる口止めがなされたために園児らは事件直後に事実を話せなかったと主張しているが、そのような具体的な口止めの事実を示す証拠はない。

事件に関して余計な話はしないようにという程度の話がなされた可能性はあるが、これは事件の重大さと園児らの状況を考えれば果たしてとがめられるような行為と言えるか疑問であり、当然の注意とも言えるのであって、被告人の犯行を隠すために被告人に関連する部分だけを供述させない口止めとは質的に異なる。検察官は、指導員なり保母が園児に対して余計なことを言わないようにと注意しただけで、園児が一切口を閉ざしてしまっほどの効果があるとも主張するが、甲山学園内にも、それぞれの園児にとって怖い先生もいれば、何でも話すことのできる先生もいるはずであり、現に本件証拠上もその状況が少なからず見受けられる。

検察官が言うように余りに画一的に考えるのは相当ではなく、また、園児らの事件直後の供述は目撃供述以外の事件関係部分についてそれぞれ詳細かつ結構豊富であって、口止めされている者の供述とは到底思われない。

と言つ。

検察官が言う事件直後は指導員らが口止めたために園児らは事実が話せなかったというのは、検察官の憶測以外のなにもでもな

い。

本件判決も指摘しているように、指導員らの口止めを窺わせる事実は存しないのである。

この後すぐ問題とするB園児の被告人がS君を連れ出すのを見たという趣旨の供述は事件後一週間くらい内に得られたものである。

B園児に取っただけ、口止めは例外であったのであろうか？

B園児は甲山学園では、最も知能指数の高い方で、確か「八〇」位であったはずで、私らがなにも知らないで接すると障害児とは気がつかないほどの子であった。

その健常に近い子にはなぜ、口止めの効果がなかったのであろうか？むしろ、知能が普通に近いから口止めされたら、一番効果があるのではなからうか。

私も園児の何人かから事情を聞いたが、人見知りする子が多く、一度、検察庁で事情を聞こうとしたが、今にも泣き出さんばかりの状況でとても話などする雰囲気になつてくれないので、以後、園に何度も出かけて事情を聞く子と一緒に遊んで覚えてもらい、雰囲気作りをした上で話をする差はあったが、大変よくしゃべる子もいた。

その園児の事情聴取を通じて感じたのは、精神遅滞児は、こう言えば相手がどう思うか

など殆ど考えず、思ったことを素直に話すということであった。

ただ、バーチャルリアリティではないが、彼らは、実体験と仮想体験を区別せず、いずれも自己が体験したことのように話す癖があるように思えた。

そのように園児の事情聴取をする中で指導員らが口止めしているなど感じたことは全くなかった。

本判決は、続けてA園児の証言について判断する。

A園児は、被告人が青葉寮廊下において抵抗する男子園児を非常口からむりやり連れ出す様子を目撃したと供述しており、本件公訴事実を立証する上で内容的に極めて重大な意味を持つ証拠として位置づけられる。

ところでA園児は、事件直後には事件当日の午後八時ころに被告人が男子園児を連れだした事実はなかった趣旨に受け取れる供述をしていたのに対し、事件から三年以上経過した昭和五二年のいわゆる第二次捜査段階から右の目撃供述をしている。

検察官は、A園児が男子園児が連れ出される状況を目撃して恐怖心を抱いたこと、父親から余計なことはしゃべるなど言われたこと、指導員から口止めされたこと等のために、事

件直後に話ができなかったのであって、三年以上経過した後の供述であっても右目撃供述は信用できると主張する。

しかし、指導員による口止めがあったと認めるに足りる証拠はないし、事件直後に話さなかったのを事件から三年以上経過した後に初めて供述した理由として納得できるようなものではない。

むしろ、本件証拠からは、A園児が、被告人が逮捕されたことをテレビなどの報道で知り、他の園児とも話し、さらに、警察官からいろいろ事情を聞かれ、警察の捜査の過程で男子園児の母親とも接触するなどいろいろな情報を入手する中で、被告人が男子園児殺害の犯人であると思ひこみ、当日夜被告人が男子園児を連れだしたと自分で想定してしまい、約三年後に、A園児が何かを目撃しているのではないかと期待していた捜査官による事情聴取の際の暗示・誘導の影響を受けて、事実体験していないにも拘わらず、被告人による男子園児連れだしを目撃したかのような供述をしてしまったことが疑われるような状況が随所に見られる。

そして、A園児の供述には客観的に認定し得る事実と対比し、明らかに矛盾がある。そして、A園児の性格とその供述経過からする

と、多くの供述が思いつきで述べられている疑いが生じる。

結局、A園児供述は、これが事実と反すると断定は出来ないまでも、真実と考えるについては払拭しがたい大きな疑問がある。

本判決は遠慮がちにA園児の証言が真実にはほど遠いことを述べている。

初動捜査において、前記のように園児とともに甲山学園のグラウンドとともに数日間遊んで仲間になり、供述を得た私ら初動捜査に關与した者は、誰も指導員らの口止めで園児が真実を供述しないと感じた者はいなかったはずである。

対象の園児は精神遅滞児であればこそ、口止めされてもそれを忘れて自己の記憶に忠実に話す性癖があるように私は感じた。

一方で、精神遅滞児は被暗示性に通常の子供以上に弱い面があることは確かである。

であるからこそ、年月の経過、捜査官等の誘導などによって曲がりなりにとも被告人が男子園児を連れだしたとも証言することとなつたと思われる。

続けて本判決はB園児の証言について次のように判断している。

B園児は、他の園児と異なり、事件からそれほど間もない約一週間後から、被告人がB

園児の居室である「さくら」の部屋から男子園児を連れだしたと供述し始めており、A園児と違った意味で重視される証拠の一つであり、検察官は信用性が高いと主張する。

しかし、B園児の供述によれば、当日の夜宿直の職員らが男子園児を捜して「さくら」の部屋へ来たことをB園児自身知っているといふのであるから、いくら眠かったとしても、もし、B園児が供述しているようなことを真実体験しているのであれば、このことを職員らに話すのが自然と思われるのに、一切話していないと言ふ、他の園児供述に対するのと同様の疑問がある。

そして、B園児の供述のうち証言は第一回の証人尋問期日では被告人が男子園児を連れ出すのを見たとの供述はせず、その後長い時間をかけた末やっと証言するに至つたが、証言内容は総じて質問に辛うじて答える態のものであり、本当に記憶があつて証言しているのか心証を形成することが困難である。

そこで捜査段階の供述にまでさかのぼって考察しなければならぬが、まず、同人が事件から約一週間後にした供述は、約二週間後以降にした供述と、目撃場面の状況が著しく異なっており、同一場面の記憶を述べたとは考えにくい。

B園児の最初の事情聴取当時、警察官において既に被告人が犯人でないかとの疑いを強めていたことが認められること、このB園児の事情聴取の前日に、A園児によつて男子園児が「さくら」の部屋にいたとの供述がなされていること、B園児が後に捜査官らに対して供述する事実とも明らかに異なる場面が供述されている点があることを総合して考えれば、B園児が「さくら」の部屋から被告人が男子園児を連れだしていたのではないかと推測していた警察官の影響を受けて、他の日の出来事をそれほど意識もせずに事件当日の出来事として述べた可能性が強いと言える。

本判決は、このように判断してB園児の証言の信用性を排斥している。

本判決がいうB園児が事件後約一週間後に被告人が男子園児を連れ出すのを見たという供述はB園児の自宅で警察官が聞き出したものであった。

このころ、甲山学園ではあいついで園児M子ちゃん、S君が遺体となつて発見され、犯人も未検挙であつたから、不安を感じた保護者は我が子を引き取つていき、一週間もしたころには、青葉寮の園児たちは殆ど自宅に帰宅していた。

検察官は、指導員らが口止めしたため、園

児らは自由な供述とりわけ被告人を犯人とする供述ができなかったと言っているが、このB園児は、被告人を犯人とするに近い供述をしていたのである。

なぜ、B園児には口止めが効かなかったの
であろうか？

口止めなどなかったに違いない。

本件事件のない普段の甲山学園であれば、指導員らは日夜園児を監護しているわけで、仮に口止めなどするならば、条件的にはやさしいかも知れないが、このように事件後間もないころから、多くの園児たちは自宅に帰宅していたのであるから、口止めするとなると容易なことではない。

B園児の当初の供述は、一九日午後七時四〇分前後ころ、「さくら」の部屋の前の廊下に来た被告人がS君を呼びだして行ったというものである。

この供述は、警察官が二日ばかりで聞き出し、前の日の供述調書には出ていなかった被告人の名前が、翌日の調書に突如、出てくるのである。

そのいきさつは語られていないし、ほんの僅かな時間のできごとであり、供述調書の内容はごく、おおまかで信用性の面から多くの疑問を持つものである。

後の神戸地検本庁での初期捜査において、S君が連れ出された時間を特定するために、そのときのキャップを務めた経験豊富な検事がB園児から事情を聞いた。

B園児は、夕方から青葉寮のディールームでほかの園児らとテレビを見ており、午後七時半過ぎころ、「さくら」の部屋に帰って寝たのであるが、キャップはB園児が見ていたテレビ番組の内容からディールームを去った時刻を特定しようとした。ほかに客観的にB園児の行動の時間的關係を明らかにする方法はなかった。

そこで、キャップは午後七時半からB園児が見ていたテレビ番組のビデオを東京のテレビ局から借りだした。

そして、そのビデオを最初から何回もB園児に見てもらって、番組のどの場面でディールームを去ったのかを指示させ、ビデオから時刻を特定したのである。

番組は確か「キャシャーン」というウルトラマンのまがいもののようなものであった。

B園児の指示したのは、午後七時四〇分ころであったと思つた。

この時刻は犯行時刻の推定に役立つもので、ほかには、この程度に客観性のある資料も存在しなかった。

B園児も当時、一二歳であつたと思うが、一二歳の子どもを相手に特定のできごとの時間を聞き出すのに直接、時刻を聞いても大抵信用できるものではない。

B園児にビデオを見せながら、どの場面でその場を去ったか特定させて時刻を特定しようと言う発想は私には出色の調べ方と思えた。もちろん、警察官は、そのような方法の捜査はしていなかった。

しかし、いくら優れた取調べ方法でも事実を曲げたり、ない事実をあるようにはいできない。

本件の場合、折角キャップが考案した独創的取調べ方法も所詮は効果を上げるに由なかったのである。

第一次捜査において、園児供述で、被告人と犯行とを結びつけそうなものは、このB園児の供述だけであつた。

私たちは、警察から送られてくる結果だけで足りりとしていたわけではない。

検察官の方から警察とは独自に園児からの事情聴取も行った。

私が先に述べた園児の事情聴取もその一環である。

だから、私は第二次捜査において、複数の園児から被告人が青葉寮のS君を連れ出すの

を目撃したという供述を得たことを知って正直、そんなことがあるはずがないと感じた。

自分たちがあれほど第一次捜査、事件に接近した時点で調べたのになかった供述が出るはずがない、そんな供述があつても信用性があるはずがないと感じたのである。

さらに本判決は、その他の園児の供述について判断している。

その他の園児三名は、被告人による男子園児連れだしを目撃したと供述したり、A園児供述及びB園児供述を裏付ける供述をしたりしているが、それらの供述は結局あいまいでかつ大きく変遷していると言わざるを得ず、証言においては一部検察官主張事実と反対の趣旨も供述している。その上、重要な供述部分の多くは第二次捜査段階に初めて現れたものであつて、事件後間もないころに供述していない理由が合理的に説明できない。と判断する。

誠にそのとおりで、第一次捜査において園児たちの供述を妨げるものがあつたと具体的に立証できない以上、素朴に考えて事件から三年以上経過した後の供述の方が信用できるなど誰が考えても不合理である。

関係園児の証言内容及び証言状況については、前掲「記憶の闇」第四章一九五ページ

以下に詳細に表されている。

E 被告人の自白

自白とは、自己が特定の犯罪を犯し、刑事責任があると認める供述を言う。

日本の刑事裁判を語るとき、第二次世界戦争の終戦前後をめくり、多くの強制や拷問による自白のため、犯人でない者が死刑や無期懲役の有罪判決を受けた歴史を抜きにすることは許されない。

個別的・歴史的な説明は省くが、そのような特に戦前の特高警察などの自白を取るための拷問による取調べなどから、戦後の憲法では強制による自白は証拠能力を排除することにした。

刑事裁判では、民事裁判と違って証拠能力の概念がある。

裁判の証拠には、証拠能力と証拠の証明力の二つの側面がある。

証拠能力とは、その証拠を裁判において事実認定の資料にできる資格のことであり、証拠の証明力とは証拠能力があることを前提にある事実の存否を合理的疑いをなくするほど確信させる力のことである。

したがって、刑事裁判の証拠一般に証拠能力があるかつまり、任意性に欠けるところはないか、任意性があるとして信用性があるか

が問題とされる。

特に拷問や強制による取調べとその結果による自白とは被疑者、被告人の取調べにおいて問題となる。

自白の信用性については、その自白に「秘密の暴露」があるかないかが重要である。

「秘密の暴露」とは、実際に経験したものにしか分からない事実が含まれている自白である。

例えば、殺人の容疑をかけられている者が死体を埋めた場所を自白し、搜索したら死体が出てきたとするとその自白には秘密の暴露があるということになる。

例外はある。捜査官が被疑者より先に何らかの情報で死体のあり場所を知っており、それを暗示したり、教えたりして被疑者から自白を取ったときは秘密の暴露があるとは言えない。

実際に終戦後の刑事訴訟法の施行間もないころの無罪事件には、そのようにして作り上げられた自白で有罪になっている例も少なくない。

本件山田保母の自白と言われている供述について、そのような面から考察してみる。

山田保母が、初めて自白らしい供述をしたのは逮捕後一日目の四月一七日である。

前掲「記憶の間」によれば、一七日の調書の内容は、次のとおりである（一〇一ページ以下）。

今夜は本当のことを申し上げます。M子ちゃんとS君をやったのは私に間違いありません。その理由については明日朝から申し上げます。私が本当のことを言う気持ちになつたのは、M子ちゃんとS君がああマンホールのつめたい中で、どんなに苦しんだか、こわかったか、その苦しみを考えるときに私の苦しみなどはそれにくらべるとなんでもありません。ですから勇気を出して思い切って申し上げます。

私はこの本当のことをお父さん、学園の人たちに対して二通の手紙に書きました。私が全部しゃべったときにこの手紙を渡して下さいます。

S君とM子ちゃんのめい福を祈っています。田中部長さんにM子ちゃんが死んでちょうど一か月になると教えてもらいました。忘れてはならないことを忘れていました。M子ちゃんに悪いことをした思っております。M子ちゃんとS君をマンホールに落として殺したのは、本当に私に間違いありません。どうぞご両親の方々もお許し下さいますようお願いいたします。

となっている。

これが被告人の自白調書と言われるもので最初に作成されたものである。これは、「記憶の間」に出ているが、本物と同一であることは疑いない。私は当時、本物を見ているから分かる。

もちろん、この調書には犯人しか知らない秘密の暴露と考えられる部分は存しない。

それより、取調べを仕事にしたことがある人なら誰でもこの調書は出来が悪いというか取調べのイロハを知らないものが作成したのではないかとさえ思われる。

つまり、人を特に被疑者を取り調べるとき、長い間、否認を続けていた被疑者が自白に転じたときは、その日のうちにできるだけ、供述している事実はすべて録取するのが鉄則である。

自白に転じたのに遅くなるから、調書は明日にしようと言って録取を怠ると一晩眠ったためにまた、否認に戻り、再び自白することはなかったと言つこともよくあるのである。

被告人の取調べに当たった主任の警察官は、西宮警察署の刑事官山崎清磨警視であった。

当時、私も何度か会って事件の捜査や被疑者の取調べのことで打ち合わせで話している。

山崎は、四〇過ぎで、瘦躯、頬のくぼんだ

印象の、鋭いものを内に秘めた感じを与える男であった。

おそらく重要事件の犯人の取調べについても経験豊富と考えられた。その山崎警視が作成したのが、この自白調書である。

取調べのイロハなどももちろん、百も承知のはずであった。

ではなぜ、最初の自白調書は内容がないのか。

被疑者自身がしゃべった形になっているが、もともと記憶にないことを認めると結論は肯定になるが、中身の無いものしかできない。

続いて、四月一九日の調書は動機とS君殺害について次のようになっていた（前掲「記憶の間」一一九ページ以下）。

・・・私が東の用務員室の方から回って、青葉寮の裏の方に行きますと、M子ちゃんが浄化槽の上で遊んでおりました。私が「M子」と声をかけると、M子が立ち上がったとたんによるけて、突然姿が見えなくなりました。私があわてて走っていつて見ますと、浄化槽の蓋が開いており、その中へM子ちゃんが落ちたということが判りました。

覗き込んでM子ちゃんを捜しましたが、M子ちゃんが見つからないので、これは大変なことになった、自分の当直のときの責任にな

る」と考えました。

N先生に連絡しようとも思いましたが、私
が一人居ったときの当直中のことでしたから、
責任を感じました。それでつい蓋をしてしま
ったのです。

私は悩みました。そして、私の責任をカモ
フラージュするために、ほかの当直中の人の
時に事故が起きたら自分が助かると思いまし
た。

それで一九日の日にS君をマンホールに入
れて、殺してしまったのです。．．．一九日午
後八時前に事務室を出て、きのうお話しした
ように青葉寮の女子棟の仕分室から三つ目の
部屋に上がり、廊下に出て、デイルームの方
へ歩いていきました。Bちゃんの部屋で目
に付いたのがS君です。

目に付いたS君を「S君」と呼び、非常口
の扉から外に出て、手を引いていき、マンホ
ールの蓋を開け、S君をマンホールへ入れた
のです。

S君の繊維はそのときに着いたものと思
います。．．．

取調べの具体的状況を抜きにして、この供
述だけを見た人は被告人が真実、この供述を
したと思われるかも知れない。

しかし、この供述だけを見ても、動機が自

分の宿直の時M子ちゃんが浄化槽に落ち、助
けることをしないで蓋をしたことから、責任
が自分に来ることをカモフラージュするため、
園児殺害をしたとは、通常考えられない動機
であり、S君殺害の状況の供述も具体性のな
い概括的なもので、とても犯人しか知らない
秘密の暴露などかけらもない自白。．．．私は
この供述を知った時から自白とは言わな
い。．．．である。

それでは、なぜ被告人は体験してもいない
事実を体験したように述べたのであろうか。

私に言わせれば、別に被告人が上記のよう
に述べたものではなくて、警察官が上記のよ
うな作文をして、被告人は単にそれに署名・
指印したものに過ぎないと考える。

やってもいない殺人を認めるものなどいる
はずがないと読者は考えられるであろう。

それは、勾留、取り調べを知る由もない普
通の人にとってはもっともである。

しかし、当時被告人は前科や取り調べを受
けた経験などないうら若い二二歳の保母であ
る。

既に勾留は優に一〇日を超えて弁護人の接
見以外、外部の人とは接触を断たれていた。

そのような状況の中で、複数の警察官から
来る日も来る日もやっただろうと手を変え品

を変えて責められるのである。

取調べと勾留の手続き以外、一人で勾留さ
れているのである。

トイレも房の中にあり、生活にプライバシ
ーなど全くない。

精神的にも苦悩のまったただ中にあり、気の
休まることはない。

そのような状況で、被告人の場合には、山
崎警視を含め三人かかりの警察官が入れ替わ
り立ち替わり、過酷な取調べを継続する。

物理的な拷問などなくてもいい加減な（捜
査官にとって）答えは許されない。誘導尋問
も捜査においては常道である。

そのような取調べが続けば、取調べを受け
る方はいい加減、答えなどどうでもよくなっ
て、早くその取調べから解放されることだけ
を願う心理になる。

被告人の場合、どのような取調べが行われ
たかは、「記憶の闇」一一三ページ以下に詳し
く出ている。

「記憶の闇」に記されている取調べ状況は
被告人から、取材して書かれたものであるう
が、それが当時の状況をほぼ正確に表現して
いることは、私に保証できる。

そのような被告人の自白について本件判決
は次のように判断して信用性を排斥している。

被告人の自白は、もともと捜査段階の供述調書に一時期現れた断片的で不完全なものであり、自白内容ははなはだ概括的で信用性を高めるような具体性、迫真性がなく、重要な点について明らかに客観的事実に反する部分がある。

最も問題なのは犯行の動機である。

本件において検察官の主張する動機、すなわち、「被告人が、本件の二日前の宿直の際、女子園児が浄化槽に転落するのを目撃しながらこれを救助せず、逆に自己の責任になると考えてつい蓋をしたことに思い悩み、女子園児死亡に関する自己の責任をカモフラージュするために男子園児を殺害した」という動機は、仮に浄化槽の蓋をしたことが真実だとしても主張内容自体が通常の間人が考えることとして極めて不合理である。

のみならず、本件では、女子園児転落場面を被告人が見ており、さらに女子園児転落後に浄化槽の蓋をしたという点は、事実に対しっていると認められる。

被告人は女子園児転落の現場におらず、当然転落を目撃していないと推認するのが相当である。

さらに、園児の一人は、証言において被告人は女子園児転落現場にはおらず自分が浄化

槽の蓋を閉めた旨述べており、この証言も信ぴょう性が高いと言うべく、右に推認される事実を裏付けているのである。そうすると、被告人の自白する動機は事実に対ししていると言わざるを得ない。

本件のような犯行で、その動機内容に重大な事実の誤認があれば、自白全体の信用性に疑問が生じるのは当然である。

通常であれば、これまでの捜査の見直しを迫られるほどの事実と言えよう。

本判決は、このように判断していわゆる被告人の自白を排斥している。前掲「捜査一課長」にも被告人が自供をする場面が描かれている。

同書二四七ページ以下にある、その状況は警察官の方から本件動機につき、カモフラージュという言葉が出てくる。

「捜査一課長」は、場所を横浜の出来事になっているが、甲山事件をモデルにしていることは全体を読めば疑いが無い。

さらに、同書は最初に紹介したように本件起訴の僅か二日前に初版が発行されている。

そして、この著書の中には警察捜査の結果を知らないと書けない事実が多数ある。強制捜査に入ろうとする未解決の事件について、警察が証拠の一部を提供して書かれたものと

しか考えられない。

初版本発行日も単なる偶然とは考えられない。

同書は、明白には言っていないが、被告人を犯人と考える立場から書かれていることは誰もが認める事実であろう。

結論

本判決は、結論として次のように述べている。

園児供述及び自白を除いた状況証拠からは、被告人が犯人であると推認する事は全くできず、むしろ、被告人にアリバイが成立する可能性が高いと判断できる状況にある。

また、園児供述によつては、被告人が男子園児を青葉寮から連れだしたとの認定ができないだけでなく、その可能性が高いとの心証すら抱くことができず、さらに、被告人の自白はもともとその信用性が乏しく、状況証拠と照らし合わせても、その信用性は高まらない。

結局、被告人に対する本件公訴事実はその証明が不十分であつて、これと結論を同じくする原判決に、所論の事実誤認は認められない。

被告人にアリバイが成立する可能性が高いとする部分を除いて、私も全く同感である

二 初動捜査

1 神戸地検尼崎支部での捜査

A 本件逮捕状請求と逮捕における疑問点

被告人山田悦子さん(以下すべて敬称略)が初動捜査で逮捕されたのは、昭和四九年四月七日であった。この日は日曜日である。後で判ったことであるが、この逮捕状請求は事前に警察から、検察庁へ連絡がなかったようである。

第一次捜査権は警察に、第二次捜査権は検察にというのが、刑事訴訟法の基本である。

最も検事にも警察とは別に独自に捜査権があるので、東京地検特捜部の捜査でよく知られているように検事認知事件、直告事件(検事宛告訴が端緒となる事件)などは警察を抜きに検事が捜査を始める。

通常の警察送致事件でも強制捜査の開始に当たっては、検事と警察とが事前に緊密な連絡・協調を図り、共同で手持の証拠などの事件資料を十分に検討して公訴提起の可能性、公訴維持の難易などを検討し、その事件に相応しい強制捜査の着手時期を決定して実行するのが、特に難事件、事実認定及び法律の適用に問題のある重要事件については望まれるし、当時において

もこれを実行していた検察、警察はいくらかも存在した。

ところが、この甲山事件における被告人山田悦子の逮捕状請求については事前に検察、警察が十分な打ち合わせを行った形跡が見受けられない。

これは全くの私見であるが所轄西宮署や兵庫県警捜査一課は、たかが二二歳の前科などない小娘の保母が相手であるから、身柄を取って二〇日も責めれば自白が獲得できると安易に考えていた節がある。

その一つの理由が事前の検察の指揮を受けていない事実からも窺える。

本件逮捕状請求は、日曜日であるから、警察がその日の令状当番の裁判官の京都辺りの官舎へ行っている。

事件発生後、半月くらい経った時期であった。逮捕状請求の直前捜査状況が変わり、どうしてもこの時期被告人を逮捕しなければならぬ事情が発生したとも考えられない。

そのころは、特定の裁判所における逮捕状請求などを取り扱う裁判官の割当表が裁判所から、検察庁や警察に書面で知らされていた。

令状請求の効率化の要請からであつたら

う。

しかし、事前にその日の令状担当裁判官が判ることは事務に資することもあるが悪弊もある。

つまり、事前に特定の日の令状当番の裁判官が判れば、令状請求には特に逮捕状請求は勾留請求などと違ってかなり幅のある日程を選べるから、請求したら、令状を出してくれる裁判官が当番の日に請求すればよいのである。

事実、私も勾留請求や勾留の延長請求をする際、令状を出してくれそうな裁判官かどうかを確認して請求していたものである。

余談であるが、このような令状当番の裁判官の予定表が裁判所から検察庁や警察に配布されなくなつてから、すでに久しいところであるが、私ができるだけ令状請求を却下されないために取っていた方法は、その日一番に請求した令状の結果が出れば、当番裁判官は判るから、私はそれ wait して令状請求を行っていた時期がある、これはもちろん、自戒の意味で述べているものである。

甲山事件の捜査の重大な発端になる被告人の逮捕はこのように、令状請求の時点か

ら忌まわしいスタートを切ったのであった。

この日、この時期に被告人を逮捕しなければ捜査に支障をきたすような事情が存したとは考えられない。

私の感想では、京都の当番裁判官の官舎まで令状請求に行けば必ず逮捕状をもらえると考えた警察が打った手であったと思う。ついでに言えば、その裁判官は簡裁判事であつたはずである。

裏返して言うなら、逮捕状請求の疎明資料が十分でなく、担当裁判官によっては、逮捕状請求を却下される危険があるので、これを疎明資料を十分なものにする正当な方法を取らず、裁判官を選んで安全に逮捕状をとるうとしたと考えることができる。

地裁判事に比べて簡裁判事が令状を乱発していたことは衆知の事実である。

被告人の逮捕が実行されたのは、その日正午過ぎころ、甲山学園においてであつた。この日園では、捜査への対処、甲山学園のその後のあり方などを検討するため、園児の父母ら多数が集まり議論が行われていた。

被告人の逮捕はそのさなかに執行された。

ところが、この逮捕は令状を示さない逮捕状の緊急執行であつた。

刑法は、(逮捕状)を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは「緊急執行できる旨規定している。

京都の裁判官官舎へ令状請求に行き、令状をもらつて甲山学園に搬送中であるのに到着を待たないで緊急執行する必要があつたのだろうか？

現実に逮捕の際、甲山学園の用務員で警察車両のボンネットや屋根に上がつて逮捕を妨害したものがいた。しかし、園児の保護者らが集まっていた部屋の被告人を呼びだす時までにはなんら妨害などなかつたのである。

逮捕に着手してから事態は変化したが、着手前に緊急執行の必要性があつたとは考えられない。

B 園児の事情聴取

私も園児を何人が事情聴取したが、当初、園児を神戸地検尼崎支部庁舎へ呼びだして通常と同じ方法で、つまり検事の取調室へ園児を入れて事情聴取をしようとしたところ、園児は大変堅くなり、今にも泣き出しそふな表情で、こちらの聞くことを理

解できるような心理状態でないことがすぐに判つた。

前日も書いたように、先ず、こちらに親近感を持って話が出てくるような人間関係の作出が先決であつた。

そこで午後になると甲山学園に行き、指導員や保母さんにも手伝つてもらい、自分が担当する園児と鬼ごっこやボールを使って遊んだものであつた。ものの一週間くらいもそんなことを続けながら事情聴取を行った。

事情聴取で最も困惑したのは、園児に特定の日の特定の時間の出来事を聞くとき、その特定の日、特定の時間をどのように聞けば正確に認識してくれるかであつた。相手は精神遅滞児である。

抽象的な年月日、時刻を言つて、それで正確に聞かれている日時が認識できるのか、最後まで、その疑問は払しょくできなかった。

また、私が担当した園児にも本件で重要な立場にいた子もあるが、例えば、被害者S君と同室の子どもなど、結局園児から聞き出したことで事件の解決に役立つようなことは皆無に等しかった。

このような経験もあつて第二次捜査にお

いて事件直後に一人を除いて被告人の犯行状況を目撃したという供述はなかったのに複数の園児から、被告人が青葉寮からS君を連れ出すのを見たという目撃状況の供述が得られたことに大いなる疑問を持ったものである。

そのような供述が得られたこと自体とその信ぴょう性に対する二つの疑問である。

そして第二次控訴審判決によっても検察官は指導員らによる口止めがなされたため、事件直後に事実を話せなかったと主張しているが、筆者の経験によれば、そのような雰囲気は園児らの取調べはもちろん、関係者の取調べを通じて感じることはなかった。

特に園児から事情聴取するときは必ず指導員が保母に立会してもらったが、もし、口止めをしているのなら、取調べの際もなんらかの形でそれは異様に感じられるものであるがなにも感ずるものは存しなかった。

C 荒木元園長及び支援団体からの申入れ

被告人勾留中に指導員や保母で被告人を支援する組織ができ、支援組織の人たちが被告人が勾留されている代用監獄の近くに来て、「がんばれ、がんばれ」とシユブ

レヒコールを繰り返していた。

そんな中で、荒木元園長や支援組織の指導員らから、園関係者の捜査への非協力を申し入れられたりもした。

主として荒木元園長や支援組織の人らが非協力の原因として主張したのは、警察が指導員や保母らのプライバシーの侵害に当たる事実を細かく聞くと言うことであった。

例えば、多数保母さんらに生理のことを聞くとか、指導員と保母との男女関係なども聞き出すとか言う不満であった。

私は、この指導員、保母さんらの不満は当たっていないと今でも思っている。

それは、生理については、被告人が三月一七日M子ちゃんがいなくなって、生理中であつたのに驚愕して止まってしまったとか、それに関連して他の保母も突然生理が始まったと話す人もいるなどして、このような事実から事件に関連ありとして、警察は生理のことを聞いていたのであつて、なにも興味本位からそのようなことを聞いているわけではなかった。

また、甲山学園における指導員と保母の男女関係、職員の組合活動についても事情聴取が行われた。

殺人事件は、動機が判れば犯人は発見されたと同じと言われる。

したがって、本件においても殺人の動機はあらゆる機会に議論された。

動機を考えると、関係者の人間関係は重要である。

したがって、警察も検察も指導員と保母の男女関係についてかなり微妙なことを事情聴取している。

職員の中には進んで特定の指導員と保母の名前を挙げて特別な関係にあるなどと話してくれる人も居た。

青葉寮の夜の宿直は本件S君の事件があつたときも同様であるが、指導員と保母つまり二〇代、三〇代の男女がペアで宿直して一晩を過ごすのであるから、そこには不倫なども含めて親密な関係が生まれ、甲山学園の職員の風紀は淫らなものではないかという憶測をするものがいたことも確かであった。

しかし、筆者は、取調べを通じて多数の職員に接したがそのような印象は持たなかった。

男女関係が殺人の動機になることは、よくあることだから、筆者などももちろん、必要な範囲でそのようなことを聞いたが、

特に問題はなかった。

また、当時甲山学園の職員組合には社会党系の組合に所属する人、共産党系の組合に所属する人と二派に分かれており対立しており、これが動機ではないかという意見もあつて、組合の対立、どの職員がどちらで、どんな活動をしているかなども聞いている。

そのようにして得られた事実関係から、可能性ある動機を全部掲記し、消去法的に可能性ある動機を拾い出そうとしたがこれも成功しなかった。

D 被告人のアリバイを巡る関係事実の取調べ

三月一九日午後八時前後の被告人のアリバイと関係する学園管理棟事務室にかかってきたり、かけた電話についても捜査した。

第二次控訴審判決においても被告人のアリバイとの関係で判断されているところである。

筆者はそのころ、被告人がM子ちゃん捜索の関係で架電した大阪放送の人、生け花の師匠から、電話の内容、特に電話の時刻について事情聴取した。

生け花の師匠というのは、確か西宮市内

に住まいがあり、四〇前後の婦人であつたと思うが、居宅を尋ねて被告人からかかってきた電話について、主としてその時刻について聞いたところ、余りにも筆者が執拗に時刻を尋ねるので、お終いには「日常生活の電話の時刻を分刻みで覚えているわけがない」と言つて大層立腹されたことを覚えていいる。

その人は、時々島根の実家から電話があるが、電話料の関係で必ず、午後八時を過ぎてかかってくるので、それを根拠に被告人の電話の時刻を特定して話してくれたのであつた。

前回は話しているように、これら多数の電話の時刻を客観的に特定する資料はなく、結局関係する人の記憶を便りに時間を特定しているもので、五分や一〇分いや二〇分や三〇分客観的事実と差異があつても不思議ではない。

E 被告人の婚約者の事情聴取

本件で逮捕勾留されていた当時、被告人には婚約者があつた。

確か三重県辺りの人で、そのころは大学医学部に在籍していた。

被告人勾留中に筆者は、その婚約者から事情を聞いている。

それは、本件事件後の三月二五日前後ころ、婚約者が被告人の下宿先を訪れていることが判つたからであつた。

婚約者からは、主として同人が被告人を訪ねた際、本件に関する何をどのように話していたか、挙動に不審な点はなかったか、普段の被告人に比べて変わつている点はなかったかなどを尋ねたのであつた。殆ど得るものはなかった。

婚約者から事情を聞いていて気になつたのは、同人が自分と被告人が婚約していることが週刊誌などで取り上げられることを大層恐れていたことである。

一般の人にとってそれは普通のことかも知れない。

しかし、筆者は若気の至りで「被告人と婚約までしているものが、被告人の処分などを心配しないで、自分や自分の家族らのことばかり考えて、それでも男か」と叱責して、却つて婚約者から、「それが悪いのですか」ときつく、反抗されたことを苦々しく記憶している。

F 元アル中でリハビリ中の用務員のアリバイ調べ

前回は一寸触れたと思うが、甲山学園では荒木元園長の発案で元アル中患者のり

ハビリとして三人の元アル中患者を用務員として雇用していた。

そのうちの一人の用務員Hは本件浄化槽から、五〇メートルくらいしか離れていない一間の掘っ建て小屋のような建物に一人で居住していた。

この小屋の傍に市電の車両を改造したものがおいてあり、学習棟として使用していた。

三月一七日午後この学習棟のトイレの汚物を用務員が本件浄化槽へ捨てている。

何回かにわたって、容器で学習棟から、浄化槽に汚物を運び、マンホールから捨てるという作業であった。

園では、マンホールを離れるたびに蓋をするよう指導していた。

このときも実際にその都度、蓋が閉められたかどうか不明である。

その作業をした用務員は、その都度蓋を閉めて作業をしたと供述していたと思う。

この作業をした用務員と上記用務員Hとは別な人物であったように思うが、定かではない。

そしてこの用務員がマンホールの蓋を開けたままにしていたかどうかは本件にとって重大な事実である。

つまり、三月一七日午後マンホールの蓋が開いていた時間があつたとすれば第一の被害者M子ちゃんが誤って自ら、浄化槽に落ちた可能性があるからである。

本件捜査に関与しているときは、筆者はM子ちゃんもS君も殺人の被害者と考えていた。

それはM子ちゃんに殆ど外傷がなく、自ら誤って落下したのなら、もっと腕や体幹に外傷があるはずで、しかもM子ちゃんが誤って浄化槽に落下し、そこへ偶然、S君殺害の犯人がS君を落下させるなどということは、あり得べからざることだと考えたのである。

そして甲山学園は甲山の中腹で周辺には民家はない。

このような地理的要因のある甲山学園に中一日おいて別な犯人が現れて通り魔のような本件犯行を犯すとは経験則上、到底考えられない。

筆者は、二人の被害者は同じ犯人によって浄化槽に投げ入れられて殺害されたに相違ないと考えた。

第一次捜査中、捜査に關与した検察官は殆どそう考えていたと思う。

異なる見解を当時、聞いた記憶がないか

らである。

ところでH用務員は、三月一九日午後八時ころも先に述べた浄化槽から五〇メートルくらいしか離れていない用務員宿舎にいたと言う。

これは本人が言っていることであつた。最も用務員宿舎に住み込みであつたから、特別な休日とか特別な用事がない限り、宿舎に居ることは当然である。

それで筆者がH用務員の三月一九日午後八時ころのアリバイを調べた。

H用務員は、当日は夕食を済ませてから午後八時前からテレビを見ており、午後八時から、毎週放映されていた時代劇のテレビドラマを見ていたという。正確な題名は忘れたが、「水戸黄門」のような番組であつた。

そこでH用務員が見たというテレビドラマの台本を東京のテレビ局から取り寄せて先ず、番組の内容、筋書きとか場面とか出演俳優とかできるだけ記憶を詳細に思い出してもらい、それを記録した。

その後、H用務員の供述した内容と台本の内容を対比させてみた。

大筋においては供述の内容と台本の内容とは一致していた。

そのころはビデオは一般家庭には普及して居らず、もちろん、H用務員は持っていなかったし、筆者ら検事でも個人でビデオを持っている者はいなかった。

したがって、H用務員がビデオを見て内容を話すおそれはなかった。

しかし、H用務員は当時、六〇歳前後くらいであつたらうか、とどこどこ居眠りして覚えていると話をした。

しかし、それを虚言と決めつけるなにももなかった。

これでは神戸地検本庁で園児にやはりテレビ番組のビデオを見せながら、出色の調べを行った本庁のキャップでも手の施しようがなかったと思う。

私は、そのような取調べ方法での結果と台本は一致すると報告して、このアリバイ調はおしまいとなった。

今考えるとあれでよかつたのだろうかと思つながら、疑問に思うことがある。

もちろん、この事件が真犯人を検挙して有罪判決を得ていれば、そのようなことはないのだが、山田の起訴、それに引き続き公判の推移から、今でも直接アリバイを検証した取調官として謙虚に反省するとあれで十分であつたらうか、他に方法はな

つただらうかと思つのである。

G 青葉寮園児の母親からの情報

尼崎支部で捜査中、心に残る出来事の一つは園児の母親が元園長荒木にもたらした情報であつた。

その園児はM子ちゃんやS君と同年であつた。その母親は荒木元園長に「子どもが園から帰ってきてから、暗いトイレを恐がつて一人では行けない。こんなものを書いた」と言つて一枚のメモ書きの文書を差し出した。

筆者もそれを見ている。内容はメモみに単語の羅列であつたが、明確な記憶はもうないものの、「黒い髪の毛、うんち、汚い水、ヒモ・・・」というような記載であつた。この子はM子ちゃんやS君と違つて体格が良かった。

このような事実関係から、筆者は一瞬、この子がM子ちゃんを浄化槽に突き落としたのかという疑いが頭をよぎつた。

しかし、二人の遺体が発見されたとき、浄化槽の蓋はしまつていた。精神遅滞児のこの子が仮にM子ちゃんを浄化槽に落としたとして蓋を閉めると言うことはあり得ないというのが大多数の意見であり、筆者もそれを納得した。

筆者は、この子の家に出向き、その母親から事情を聞いたが上記のような事実関係以上にも判らなかつた。

しかし、右メモの内容、この子が暗いトイレに行けなくなつたことから、この子は浄化槽に浮いていたM子ちゃんを目撃している可能性が強いと今でも思つてゐる。では、いつ、どのような機会にこの子は浄化槽のM子ちゃんを目撃したのであろうか？

M子ちゃんが所在不明になつた翌三月一日日昼間、西宮署の警察官らが本件浄化槽の中を鉄筋で突いたり、かき混ぜたりして搜索している。

その際、近くで洗濯物を干していたO保母が浄化槽辺りにいたその子を目撃している。

その子は、その時浄化槽の中を見たとして考えようがない。警察官らは、浄化槽がかなり深くて広かつたところから、M子ちゃんが死角に入つていたためか発見にいたらなかつた。

搜索した警察官はまさかそこにM子ちゃんの遺体があると考へて搜索してゐたのではないから発見に至つていないし、これを責めることはそのときの状況から酷で

ある。

ただ、結果論から言えば、このときM子ちゃんが発見されていればS君は被害に合わなかったであろうとは考えられる。

H S君の胃にあつたみかんの特定

S君の遺体の胃袋には、殆ど未消化のみかんの房が四、五房入っていたことは前回も述べた。

みかんの種類は温州晩生のみかんであつた。

みかんはその日の夕食の献立にもなかつたし、おやつなどとして園から与えられたものではなかつた。

そうすると犯人がS君を青葉寮から誘い出したり、S君の行動をコントロールするのにS君に与えた可能性が考えられた。

したがって、S君がどのような経過でそのみかんを食べたのか重大な関心事であつた。

これも前回触れたが、その日、阪急伊丹駅にM子ちゃん搜索のピラ配りに行った被告人も伊丹駅構内でみかんを買い、それを園に持参して、午後七時過ぎころ、管理棟事務室でそこにいた荒木元園長、N指導員、多田保母らに食べるようにと差しだしていた。

ちょうど夕飯前であつたし、食べ物を出

したのは被告人以外の人も出している。

荒木元園長は、阪神大石駅付近で買ったおはぎを出していた。

荒木元園長は後刻、おはぎを青葉寮のN田指導員、O保母にも届けている。ところで、園の職員の多数の供述ではS君はみかんは嫌いであつたという。

ここではS君の嫌いなものを青葉寮から誘い出したりするのに犯人が使うだろうかと問題になつた。

結局、S君の胃袋に未消化のまま入っていたみかんの房はその後解明されないままであると思つた。

今考えてもみかんの嫌いなS君の胃袋に全く咀嚼されてないみかんの房がなぜ、入っているのか見当がつかない。

四、五房はあつたので、かなり無理をして噛まないで飲み込まないと入りようもないのである。

I 被疑者沢崎悦子の取調べ

A 敢えてこの項目は被疑者沢崎悦子の取調べと書かせてもらいます。

やはり、筆者にとって甲山事件の捜査で一番心をとらえて離さないのは被疑者本人、沢崎悦子の取調べです。

被疑者の取調べの指示を受けたのは取調べを實際にした昭和四九年四月二二日の前日であつた。

被疑者にとっては、逮捕以来一六日目のことになる。

尼崎支部での甲山事件の捜査をする特別班のキャップは佐藤惣三郎検事であつた。

この人は筆者より、司法修習の期で二期くらい大先輩であつた。そして佐藤検事は大人しい物静かな人で、はつたりを効かせたり、被疑者を怒鳴りつけたりして自白を得ようとするような人ではなかつた。

だからというわけではないが、被疑者沢崎は逮捕後一七日目警察で初めて犯行を認めしたが、勾留期間を通じて検事には一度も犯行を認めていない。

筆者が被疑者沢崎を取り調べる前日、神戸地検の亡吉川芳郎次席検事が尼崎支部に捜査状況などの視察に来た。

警察は逮捕後一七日目から被疑者に犯行を認める供述を得たのに検事が犯行を認める供述を取れないことに吉川次席は焦っていた。

これも余談であるが、筆者は普段、神

戸地検本庁にいて吉川次席の決済を受けていて、お互いに顔見知りであった。

吉川次席は麻雀が好きでよく部下の検事も雀卓を囲んでいたものである。

筆者も何回か麻雀をしたが、ある時、神戸では珍しくないかなりな暴力団の組長を恐喝か何かで逮捕したとき、事件を筆者が担当したが、勾留請求前の弁解録取で、否認されそのまま勾留請求した。その間、前出の逢坂検事が麻雀を誘いに来て、了解したところ、しばらくして逢坂検事が筆者の所へ来て、暴力団組長は認めたのかと聞くので、否認ですと答えたと、吉川次席が否認の重要な身柄を抱えて麻雀はまかりならんと言っているから、別な検事を誘うと言った。

筆者は仕方なく、勾留が付いて代監の垂水署に帰っていた暴力団組長を取り調べるため、垂水署へ午後六時ころから行ったものであった。

暴力団組長が勾留初日に自白するなど希有な事例であり、代監へ押し掛けて行って取調べをしても意味のないことであった。

しかし、吉川次席は筆者を麻雀に加えなかった。麻雀に加えてもらえなかった

ことはどちらでもよかったが、勾留請求した日にすぐ代監へ行かされたのは前にも後にもこれしかない。

そういうところから筆者は検事らしい検事であった吉川次席は嫌いな人物であった。

尼崎支部には支部長検事が居たが、支部長検事は二期の西本検事であったが、この人は粋な遊び人風の検事で吉川次席とは全く人柄が異なった

西本検事と吉川検事は同期であったと思う。

役人というのは面白いもので嫌うと後々お互いに転動したとき、転動先でまた、一緒になることがよくある。筆者は出身地でもあり、昭和五二年三月奈良地検から広島地検に転勤させてもらったが、広島に帰ってみると吉川検事は広島高検の次席検事になっていて、また、指揮を受けることになったのであった。

そのような吉川神戸地検次席検事が尼崎支部に指揮のためやってきた。

案の定、警察が犯行を認めさせたのに検事はどのような取調べをしているのかとキャップの佐藤検事がやり玉に上げられた。

挙げ句の果て、キャップに代わってほかの検事が行って性根の入った取調べをしてこいと言うことになり、本庁で顔見知りの筆者が指名された。

筆者はいわゆるA庁入りと言ってそのころ、検事は三年目から五年目くらいまでの間に東京地検、大阪地検など高検所在地の地検に転動できるのであった。筆者は東京、大阪を自ら放棄して神戸を希望して神戸地検に赴任していた。

そのようにA庁入りの検事にとって、甲山事件のような重要かつ重大な事件の被疑者を取り調べさせてもらえるとすることは、先ず、東京、大阪ではあり得ず、名誉この上ないことであった。また、筆者は以前にも書いたように甲山事件に人一倍興味を持っていたから一も二もなく承諾した。

引き受けたのは良かったが、取調べに入ったら、自白はもちろんなにも収穫がなかったら、どのように非難されるかも知れないと思うとどのように事情聴取するか考えて取り調べ前日は殆ど一睡もできなかった。

どのようにしたら、自白が取れるか前述のように検事には全く自白していな

つたし、否認の被疑者を自白させた経験は筆者としては非常に乏しかったので本当に眠らずに思いめぐらしたが、これと言つて妙案があるはずはなかった。

筆者はそれまでの取調べで下関支部の時、韓国釜山からの密行ブローカーから自白を取つて先輩検事に誉められたことがあつた。

これも意識して自白に追い込んだものではなく、毎日熱心に取調べを続けていて気がついたら相手が自白していて、特に細工をしたわけではないから、どうしても自白が取れるかという意味では経験にはなつていなかった。

結局、これという取調べ方法を思いつくこともなく、被疑者を取り調べることになつた。

イ 四月二二日午後六時過ぎから、同日午前零時近くまで被疑者沢崎悦子から事情聴取を行った。

取調べ場所は、兵庫県警本部の取調べで地下にあつたと思つた。

尼崎支部を出たのは、同日午後五時前で、兵庫県警には、警察側の被疑者取調官のキャップ前出の山崎清磨警視と甲山事件の警察の特捜班の確か班長であつた

高橋警部が案内してくれた。

その道すがら、山崎警視と高橋警部は筆者に被疑者沢崎の取調べ状況特に犯行を認める供述を取つていふことを告げるとともに被疑者の心境を否認のころに後戻りさせないようにと釘を差した。

筆者にはそう取れた。殆どの人は筆者が検事であることを聞くと大抵は似合いませんねと言つていたくらいで、これは筆者が検事を止めるころまで続くことになつたが、筆者を見て誰もが犯人をどうん自白に追い込むようなイメージを筆者にはかけらも見られなかつたと言つことである。

おそらく山崎らは経験の若い若造に好きにさせて警察の取調べをぶちこわしてもらいたくなかつたのであろう。

山崎警視などは私からするとやんわり恫喝されたような思いを抱いたものであつた。

このとき、前回も触れた山崎警部の怒鳴りはしないが否定できず、捜査官の思つていふような供述になつていく取調べ状況をはつきりと感得させてもらった。

具体的にそれが何か今、明らかにするわけには行かない。

ともかく、そのようにして筆者と立会事務官は兵庫県警本部の地下の代用監獄に行き、午後六時半ころから被疑者沢崎の取調べを開始したのであつた。

取調べにはいるまでにしなければならぬことがあつた。

そのころ、被疑者を取り調べるとき、重要事件については取調べ状況を録音することが行われていた。

自白して、後に任意性などを争われたとき、録音によつて取調べ状況を明らかにし、任意性・信用性を立証しようとするためのものであつた。

だから、任意性や信用性を立証できないような録音になれば、その存在も明らかにしないものでもあつた。

そのためには録音は隠し取りで行われた。

筆者と立会事務官は、被疑者を取調べに入れる前に隠し取りの準備をした。そのころは性能の良い小型の録音機はなかつた。

テープも大体三〇分取りの物しかなかつた。

ウ 取調べ室は八畳くらいの広さの部屋で、かなり大きな机を挟んで検事が被疑者と

相對するようになっていた。立会事務官は検事の右側にいるようになっていた。

私と事務官が席に着き、録音機も私の机の引き出しにセットして、押送の警察官に被疑者を入れさせた。

このとき、筆者は初めて被疑者と間近に相對していすに座った。

筆者は初対面であつたが、押収証拠品の中にあつた被疑者のアルバムを見ていたので、入ってきた被疑者が沢崎悦子であることは即座に判った。

アルバム写真で見える限り、被疑者は二二歳の乙女らしく明るい娘さんのように見えた。

そして筆者の目前に現れた被疑者沢崎悦子も一六日間の勾留生活の疲れは見えたが、やはり、二二歳の保母をしている少しふっくらした快活で明るい若い女性であつた。

初めの内、調官と取調べを受ける被疑者がある程度うち解けないと話にならないので、当たり障りのないと思える話題で被疑者との接觸を図つた。

最初、彼女の父親のプライバシーにかかると聞いた。

彼女は「どうして父親のことをそのよ

うに悪し様に言うのですか？」などと言つた。

彼女は、逮捕されるまで、特別な思想など持たないどちらかというミーハー的な人であつたと思う。

受け答えははきはきしていて、質問をすると即座に返答が帰ってきた。

愛読書の話をした。彼女が石川達三の蒼氓を読んだというので、そのころ、東京新聞夕刊に連載されて単行本になつていた石川達三の「青春の蹉跎」を読んだか聞くとそれはまだですと言つていた。

「青春の蹉跎」は、司法試験に合格した青年が関係のあつた下宿の娘を殺して会社社長の娘と結婚しようとして殺人が發覚して逮捕されるという話で、その主人公が受けたのが、昭和四二年の司法試験という設定であつたから、小説に出てくる司法試験の問題は、昭和四二年の本物の問題が使われていた。

筆者も昭和四二年の司法試験に合格しているから、青春の蹉跎は自分で買って読んでいた。

前出記憶の間には筆者が被疑者の婚約者のことについて、根掘り葉掘り聞いたよつになつてゐる。

既に説明したように、婚約者は本件犯行後、その下宿に被疑者を訪ねて二・三泊していたから、同人からは被疑者が犯行に關することを話したか、そうでなくてもいつもと違う感じがなかつたかかなり執拗に事情を聞いた。

しかし、被疑者に聞いたのは、婚約者と話に矛盾することがないか、どちらかが虚偽の事実を話しているのではないかという意味で、その程度のことしか聞いていない。

筆者としては、婚約者に被疑者を守るうという気概がなかつたので、婚約者をつまらぬ奴だという思いがあつたから、そのようなことは言つたものの、余り執拗なことは聞いていない、筆者が婚約者にいい感じを持つていながつたので、被疑者としてはそのように根掘り葉掘り聞かれたと思つたのかも知れない。

五時間くらい事情聴取をしていたことになる。

殆どは、犯行に關係ないことを聞いていたことになる。關係ないことを聞きながら、被疑者の人格・性癖など取調べに利用できるものを発見しようとしていたのである。

最後の三〇分くらい犯行に直接関係のあること、つまり、三月一九日午後八時前後の被疑者の行動をそれこそ、秒刻みで聞いた。

S君が不明になった直後、被疑者は管理棟事務室を出て、トイレに行っているのだが、それが青葉寮の職員トイレであったか、サービス棟のトイレであったか、また、その時刻もはっきりしなかった。

このやりとりのとき、不思議な現象があった。

それまで筆者が質問すると即座に答えが返ってきていたのが、考え考え、答え、それもこうでもない、ああでもないというあいまいな答えであった。

丁度、立会事務官が番茶を湯飲みに注いで被疑者にも渡していたが、被疑者はその湯飲みを両手で持っているのに、持つ手が机につきそうに垂れ下がったり、今にも湯飲みが机に落ちそうになったりという状態が長く続いた。

これは、被疑者の心理状態が通常でなく、揺れ動いている証左である。

しかし、そのように被疑者の心が揺れ動いているのは、犯人だからなのか、それまでの一六日間の拘束された厳しい取

調べで、被疑者が特にこのアリバイに関係する事項についての取調べに異常な反応を示すようになったのか、いずれかであったらうが、にわかには筆者にはどちらとも判らなかつた。

取調官の業務は苦しいものである。

筆者のようなぼんくら検事でも、拘束の被疑者に対する取調べは被疑者を犯人だと考えて、できるだけ厳しくと教えられていたし、そう考えてもいた。

ただ、筆者がぼんくら検事である由縁は、処分の際にはできるだけ、被疑者に寛容にと考えて、これを実行したからである。

このときの調においても同じであった。それで、記憶の闇にも出てくる机の上にも両手を差しだしてできるだけ、狭い間隔で机の上に浮かせて、「ほら、両手が震えているじゃないか。その両手でお前がS君を殺したんだ。」と怒鳴りつけたのであつた。

これは、そのとき筆者の頭に瞬間的に浮かんだのでやったことであつた。

事前に考えてやったことではない。

事実、被疑者の両手は小刻みに震えていた。

しかし、これは、みなさんも試して見られたらお分かりと思うが、机の上にすれすれに両手を差しだして、それが全く震えないように努力したら努力するほど小刻みに震えるはずである。記憶の間では、この後私が退室したことになっている。

本当はそうではない。

私が彼女を退室させようとしたのであつた。

留置係の警察官を呼び、被疑者を房に連れていくようにと指示した。

その時であつた。

沢崎悦子は絶叫したのである。

「私はS君をやっています。検事さん自白調書を取り消して否認の調書を取って下さい。」となんどもなんども絶叫したのである。

これは筆者が現実に体験している事実であるから、そこにいた者はだれでも知っているが、伝聞などでなく自分で筆者は、このような情景を体験したのである。

彼女は、留置係の警察官が退室させようとするのに抵抗して、机にしがみつき、なんどもなんども「私はやってません。否認の調書を作って下さい。」と絶叫しつ

づけたのであった。

私は、否認調書を取るわけには行かなかった。尼崎支部から、県警本部に来る途中では、警察の築いている捜査の進行を邪魔するなという意味のことを山崎警視と高橋警部から言われていたし、それにも増して吉川次席検事から、キャップが自由を取れないから、お前行ってこいと言わんばかりの指名であったから、私には否認調書を作る勇氣はなかった。

結局、留置係の警察官の力には敵わず、彼女は連れ去られた。

私は虚しく県警本部を去るしかなかった。

この時、筆者が感じたのは、取調べを受けた経験のない、二二歳の保母さんが筆者の取調べを含めて、逮捕以来一六日間、よってたかつて取調べを受け、もし、S君を浄化槽に投げ込んで殺害しているのなら、自由しないではおれず、否認を通すはずがないということであった。

この時、筆者が隠し取りした録音テープはキャップの検事を通して提出し、後に当時の羽山検事正に渡っていると聞いたが真偽のほどは確かでない。

また、この昭和四九年ころはカセット

テープはかなり行き渡っていたが、簡単にダビングできるような機種は少なく、筆者にも手に入らなかったもので、テープは一本しかないはずである。

私も自分でも聞いているが、有罪のためには全く役に立つものではないが、以上述べたことが録音されている。

記憶の間は、前回掲載したとおりであるが、この場面はかなり事実と異なっている。

私のここに書いた記述の方が彼女には有利である。

なぜ、記憶の間があのようになっているのか判らないが、筆者が書いている方が真実に近い。

」産経新聞夕刊の特ダネ

産経新聞昭和四九年四月二七日夕刊は「甲山事件被疑者沢崎悦子、処分保留で釈放か？」という趣旨の記事を掲載した。

これは他紙は全く触れていない特ダネであった。四月二七日と言えば勾留二〇日満期の前日であった。

産経新聞夕刊がなぜ特ダネを掲載できたか？

それは筆者に負うところが大きい。

四月二七日朝尼崎支部に出勤するため筆

者が伊丹千僧の官舎から阪急伊丹線伊丹駅に向かおうとしていると産経新聞記者が確か軽四乗用車で通りがかり、尼崎支部なら、同方向だから乗らないかと熱心に勧めてくれた。

同記者とは甲山事件の取材でなんとか顔を合わせていた。

私は余り考えるところなく助手席に同乗させてもらった。

話は専ら、翌日に迫った甲山事件の処分を巡ってであった。

筆者の話が進むに連れて相手が新聞記者であることも忘れて熱っぽく自分の心証を語った。

知らず知らず、被疑者は犯人の可能性があるが、今の証拠関係で起訴すれば、無罪は間違いないから、こんな証拠関係で起訴する検事はいないと確信を持って話したものであった。

しかし、さすがにひとしきり話を終えたところで筆者も新聞記者を捕まえて余りにも正直に自分の心証を語り尽くしたことに不安がよぎった。

つまり筆者が語ったことを元に処分保留で釈放と記事にするのではないかと思っただのであった。

それで、筆者が語ったことは単に個人としての意見で検事としての見解とは言えないこと、顔見知りであることに気を許して余り正直に話すぎたので、記事にはしないでほしいと頼んだのであった。

その記者は二〇代の若い記者であったが気軽に判りました、個人的見解として聞いておきましょう、記事にはしませんよと了解してくれました。

筆者は、安心して尼崎支部に行き、そのことは忘れて仕事をして、その日は二〇日満期の前日であるから、応援検事としては特にすることもなく、午後五時ごろを迎えた。

ところが午後五時を過ぎたころから、尼崎支部内が騒がしくなった。甲山事件のキャップの検事が支部長室になんども出入りしたり異様な雰囲気になっていった。

そのうち、午後六時ころになって甲山事件の捜査に關与していた検事、副検事が支部長室に集められた。

そこで初めてその日の産経新聞夕刊に前記記事が掲載されていることを知った。

その記事を見た途端、筆者は自分がニュースソースでこの記事が書かれたに違いないと感じた。

案の定、支部長は誰が記者に処分の見通し

を話したか、本庁の次席検事がかんかんに怒っていると言った。

私は正直に自分だと言うことを話せなかった。

そのころは新聞記者のいわゆる仁義を知らなかったから、いずれ産経の記者が話せば自分だと判るがしばらく様子を見て話すことにした。

その日帰宅すると本庁刑事部長に当たった辞表を時間を掛けて書き上げたものであった。

検事を辞することは本意ではなかったが、自分が早まって産経の記者に心証を話して記事になり、検察庁はもちろん警察へも迷惑を掛けたという気持ちになったのである。だから、自分であることがばれたら辞職しないと覚悟したものである。

後はいつ辞表を出そうかと悶々と夜を更かしていた。

すると午前二時ころになって、くだんの記者から電話が入った。

その記者によれば、筆者が辞職を考えているかと心配して連絡したが、夕刊の記事は別に筆者の話だけを元に記事にしたのではなく、県警本部からも取材しているし、記者としては死んでもニュースソースを明かすことはないから、辞職など考えないでがんばってほし

いと言う内容であった。

私もそれを聞いて一安心した。特に死んでもニュースソースを明かさないといいところに痛く感激して、これなら自分だとばれることはないだろうし、ばれるまで黙っていよう、そうすれば私淑していた本庁刑事部長に迷惑を掛けることもないしと勝手に都合の良いように解釈して、結局辞表を出すことはしなかった。

余談であるが、検察庁では大体、スポークスマンは次席検事の役目で、それ以外の特に平検事が記者と会って勝手に事件について見解を表明することは禁じられている。

ところが、私はもともと自分がマスコミ志望であったこともあって、以後も禁を犯して記者と仲良くし、相聞きわいことも話すことがよくあった。

記者の方も心得たもので、そんな心情の検事はよく分かるのか、筆者はどこでもマスコミ記者と仲良くし、出来るだけ話せることは話すようにしてきたから、今でも検事時代に心安くなった記者は私の事務所気軽に出入りしてくれている。気軽につき合っていればお互いに助かること、早耳になれること請け合いです。

2 神戸地検本庁での捜査と処分

A 水洗トイレ浄化槽の飛沫実験

本件犯人が現場の浄化槽の蓋を開けて園児を落としたとすると、蓋から約五〇センチの所には糞尿の汚水が充滿しているのであるから、犯人の着衣にも汚水の飛沫が付着しているのかと筆者らは考えた。

そこで、当時西宮市内にあった確か電力会社の寮に本件浄化槽、マンホールともよく合致する浄化槽を見つけたので、そこを使って園児に模したゴム袋に砂などを積めて容積、重さともに同程度のものを作り、なんども考えられるあらゆる落とし方で、浄化槽にゴム袋を落として飛沫の飛散する状況を実験した。

ビデオ撮影もしている。

この実験は頭で考えたような結果にはならなかった。

つまり、予想したほど汚物は飛散せず、犯人の着衣に汚物が付着しているのではないかという願いは虚しく否定された。

B 青葉寮非常口付近の搜索と園フェンス

外側の搜索

被害者の一人が靴下裸足であったこと、ひよっとして犯人は甲山学園のフェンスから侵入したのではないかと考えて、履き物、犯人侵入の形跡が発見されないか

と浄化槽近くのフェンスの外側の山の雑木林の中を探して歩いたことがあった。

一応、警察が搜索したものと考えられしたが、捜査記録には何も出て居らず、これは筆者が単独で考え、立会事務官と二人でやったことであった。

甲山学園は、正面に鉄製の引き戸があつて夜間は施錠されていた。その門扉以外の周辺は高さ約二メートルの金網のフェンスで囲まれていた。

しかし、フェンスの約半分くらいは山地に面しており、約二メートルくらいの高さを飛び降りると園に入ることが出来た。

浄化槽近くの山地を事務官と二人で丹念に探してみたが、関係ないゴム靴やいろいろな種類のタバコの吸い殻しか見あたらなかった。

タバコの吸い殻は後でなにかの役に立つかと役所に持ち帰ったが、結局日の目を見ることはなかった。

浄化槽近辺の山地を探索したのは、もう一つ目的があった。

先にS君の胃袋に温州晩生のみかんの未消化の房があつたことを書いたが、これも筆者の推測でひよっとして、S君を

浄化槽に落とす直前犯人がみかんを与えたのなら、残りのみかんの房、皮などをフェンスの外に投げ捨てているのではないかと考えて、必死になってみかんの皮を探してみたが、そんなに都合良く見つかるわけもなかった。

C 三月一九日の青葉寮の宿直指導員と保母の事情聴取

事件を神戸地検本庁で補充捜査することになって、筆者は三月一九日の青葉寮の宿直指導員N田指導員及びO保母の取調べも担当した。

N田指導員及びO保母については、S君の事件発生時刻と思われる午後八時ころ、兩名に本件浄化槽の傍で事情を聞くなど捜査方法としては非難されるかも知れない方法で事情を聞いたりした。

雰囲気重さから、それまでに話していない事実を聞き出せるかも知れないと考えたからであった。

また、兩名には三月一九日午後八時前後の青葉寮の人の動きその他関連する事情を明らかにするため、当時の行動を話してもらって、各場面のタイムを取り供述の正確性を確認したりした。

N田指導員については、三月一七日も

日直で午後三時すぎまで園にいたこともあり、その関係でも行動を再現してもらって供述を取った。

さらにN田指導員はS君がいないことを第一発見した人物であり、その経緯については特に詳細な説明を求めた。

O保母については、午後八時すぎ、N田指導員がS君が居ないことに気がついていたから、青葉寮内をS君を捜した行動の詳細を聞き取った。また、そのころ、青葉寮玄関前でO保母は山田被告人と会ったと話していたので、その点についても詳細な説明を求め、現地で実際に指示説明してもらっている。

O保母については一週間くらい毎日、西宮区検で事情聴取を続け、聞いたことを一日で供述調書にしたが優に一〇〇枚を超える調書で、後にも先にも筆者が録取した調書では最も長いものである。

余談であるが、ここで検事調書について触れてみたい。

筆者の場合、検事調書は警察調書とは全く別物で、特に刑事法上、司法警察職員の調書とは証拠能力も特段、検事調書が高く規定されているので、できるだけ、警察官調書の焼き直しのような検事調書

は作成しないことを心がけた。

検察官の中には、「詳細は警察で申し上げたとおりです。」などと平気で書くものもいるが、筆者はそのような調書なら作成しないことにしていた。

また、自白調書の場合、供述が変遷するたびに調書を作成するか、供述が確定するまで調書は作成しないかも取調べの実務では重要である。

余り、変遷の多い調書を作成すると公判で供述が変遷していて信用できないとされることもあるし、供述が確定するまで調書を作成しないと検事の作文で調書が出来ていると非難されることもある。

結局はケースバイケースであろうが、筆者はどちらかという供述が確定するまで調書は作成しない方であった。

筆者の場合で殺人事件の自白調書は大体、二〇枚くらいであった。

O保母については、前にも書いたようにS君の最後の目撃者でもあった。

それは午後六時ころ、翌日の卒業式に備え、青葉寮の倉庫みたいところで学生服をS君の体に合わせたというものである。

証拠上、それがS君が生きている姿を

見せた最後であった。

しかし、このときのS君を見たのはO保母だけでほかにはいない。

多田元保母については、神戸地検本庁で捜査するようになってから、筆者が十数回事情聴取を行った。

D 補充捜査で行ったその他の捜査

被告人が犯人とした場合、持ち物で浄化槽、浄化槽周辺、青葉寮非常口付近に落とされた物はないかという面からの捜索も行った。

浄化槽は遺体発見直後、西宮署がポンプ車を出動させて汚水を吸い上げて空にし、中に落ちていたさまざまなものを探取していた。

どこから、浄化槽へ入るのか実にさまざまなものが入っていた。

着衣のボタン類、いろいろな小物、ピアノのキーなどのようにして浄化槽に入ったのか判らない物が多数あったが被告人と結びつく物はなかった。

筆者は被告人が逮捕されたとき提出していた持ち物を証拠品としてすべて見分けて取調べに当たったが、その中にビーズの飾りの付いた確かキーホルダーがあった。

ビーズの飾りは壊れて一部ビーズがなくなっていた。

もし、被告人が犯人で青葉寮非常口からS君を連れだしたのなら、夜や暗いところを嫌うS君が抵抗して被告人の着衣のポケットにでも入っていたビーズの飾り付のキーホルダーに力がかかり、この時ビーズ飾りが壊れたのではなからうかと筆者は想像した。

それで、青葉寮非常口付近の地面を丹念に立会事務官と探したがそれらしきものは全く見あたらなかった。

これまでも触れたが、M子ちゃんにしてもS君にしてもそれぞれ、最後に生存していると確認された場所がどこで、それがいつのことなのか本件の解明にとつては重要な事柄である。

犯行時刻とも関係してくるからである。これも既に述べたように筆者の記憶ではM子ちゃんは同月一七日来ていた父兄が午後三時ころ目撃したという供述があり、S君についてO保母が同月一九日午後六時ころ、翌日着ていく学生服を一緒に確認したという供述があったと思う。それ以上、それ以外最後のM子ちゃん、S君に関する供述はなかったと思う。

特にS君については、犯行時刻そして被告人のアリバイにも関する重要な事実である。

午後八時ころの就寝時間になってN田指導員が男子園児の各部屋を確認していてS君がいないことを確認したのは明白である。

それではS君が青葉寮から姿を消したのは一体、いつころなのであろうか？前回も書いたようにビデオを見せながらB園児（第二次控訴審判決の呼称）に聞くとデイルームから、自分の部屋に帰ったのが、午後七時四〇分ころそれから間もなく犯人が廊下側から来てS君を連れだしたとなっている。

B園児からは、ドアなど物陰で廊下はほんの二ないし三メートルくらいしかないはずであるから、犯人がS君を連れて非常口側に行ったのか、デイルーム側に行ったのかは見えないし、捜査中の供述では、その点どちらとも供述していないはずである。

話が前後するが、第二次控訴審判決によれば、A園児は「被告人が青葉寮廊下において抵抗する男子園児を非常口からむりやり連れ出す様子を目撃したと供述

して」いるとなっている。

青葉寮の建物の構造から、女子棟側非常口が見える位置は限定されている。その非常口からデイルームまでの廊下以外からは、非常口を見るのは困難であったと思う。

午後七時四〇分ころ、B園児が自分の部屋に帰った後、S君が居なくなるころまで女子棟側廊下には誰もいなかったはずである。

E
この点つまり、目撃した位置の関係からもA園児の証言は疑わしい。

本件捜査に關与した検事らの処分意見
初動捜査の結果、神戸地検は昭和五〇年五月二三日事件を嫌疑不十分として不起訴処分にした。

この事件の初動捜査に關与した検察官は犯人を起訴できるに足りる証拠を見つけることが出来なかったことに全員が心から悔しい思いを噛みしめた。

逮捕勾留した被疑者を起訴できないことへの悔しさではなかった。

自己を十分表現することも出来ず、行動自体も一般の子どものようにはままならない、一二歳に満たない子が二人まで殺害された、それも糞尿まみれの浄化槽

甲山事件年表

に投げ込んでの残忍な犯行態様であったから、なんとしてでも犯人を検挙して起訴に持ち込むのが検察官の役目である。その与えられた責務を果たせなかった負い目、それが本件のように重要事件であれば尚更であった。

初動捜査に關与した検察官は誰一人として、初動捜査の証拠関係で起訴意見のものはいなかった。

ノーマルな席では言えないことでも、同僚同士の酒を酌み交わすときなど得てして本音が出るものであるが、この事件に限ってそのような席でも不起訴に不満を漏らす者は居なかった。

(未完)

昭和四九年三月一七日	一九日	甲山学園で、女子園児M子ちゃんが行方不明
	四月 七日	男子園児S君が行方不明、午後九時半ころ、二園児の遺体が相次いで浄化槽から発見される
	四月二八日	山田保母、男子園児S君殺害容疑で逮捕
	七月三〇日	山田保母、処分保留で釈放
昭和五〇年九月三日	一〇月 三日	山田保母、国家賠償訴訟提起 嫌疑不十分で不起訴処分 園児の遺族ら、検察審査会に審査申立て
昭和五一年一〇月二八日	二月一〇日	検察審査会、不起訴不当の決議 再捜査開始
昭和五三年二月二七日	三月 九日	山田保母、再逮捕、荒木園長・多田保母、偽証で逮捕
	三月二四日	起訴 保釈
昭和六〇年一〇月一七日		無罪判決
平成二年 三月三日		大阪高裁破棄差戻し
平成一〇年三月二四日		差戻審無罪判決
平成一一年九月二九日		第二次控訴審無罪判決